第5章　計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果

道路事業の場合、計画段階における地域特性の把握は既存資料の調査によるものであり、詳細なルートの位置や道路構造等について検討段階であるため、必ずしも定量的な予測・評価ができるものではありません。このため、計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、概ねのルートの位置や基本的な道路構造等を検討する段階における、事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施できる手法としました。

調査は、複数案が含まれるエリア全体を広域的に調査できる既存資料に基づき、計画段階における環境配慮が必要な対象である検討対象（大気質や騒音では集落・市街地、動物であれば重要な種の生息地など）の位置・分布を把握する方法とし、把握できたものについて、表 5-1 に示します。また、予測は、環境の状況の変化を把握する方法としました。評価は、環境影響の程度を整理、比較する方法としました。予測地域は図 5-1 に示すとおりです。

表 5-1　計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法

計画段階配慮事項	検討対象	調査手法	予測手法	評価手法
自動車の走行による大気質 自動車の走行による騒音	集落・市街地の位置 ・人口集中地区（DID 地区）注1)	既存資料	集落・市街地等の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過の状況を整理・比較
道路の存在による動物	重要な種の生息地等 ・動物の重要な種注2) ・天然記念物注3) ・注目すべき生息地注4)	既存資料	重要な種の生息地等の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による植物	重要な種・群落の生育地等 ・特定植物群落注5) ・巨樹・巨木林注6) ・天然記念物注3)	既存資料	重要な種・群落の生育地等の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による生態系	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境 ・自然公園注7) ・自然環境保全地域注8) ・鳥獣保護区注9) ・重要湿地注10)	既存資料	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による景観	景観の保全上重要な箇所 ・主要な眺望点、景観資源注11)	既存資料	景観の保全上重要な箇所の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較

注1) 人口集中地区（DID 地区）の既存資料：「国土数値情報データダウンロードサイト」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）の人工集中地区（DID 地区）

注2) 重要な動物の既存資料：「愛知県すぐれた自然図」（昭和51年、環境庁）、「三重県すぐれた自然図」（昭和51年、環境庁）、「第2回自然環境保全基礎調査 愛知県動植物分布図」（昭和56年、環境庁）、「第2回自然環境保全基礎調査 岐阜県動植物分布図」（昭和56年、環境庁）、「文化財・文化遺産」（津島市教育委員会ホームページ）

注3) 天然記念物の既存資料：「愛知県オープンデータカタログ（マップあいち公開データ）」（愛知県ホームページ）、「一宮市内の文化財」（一宮市ホームページ）、「文化財・文化遺産」（津島市教育委員会）、「稲沢市の市指定文化財」（稲沢市ホームページ）、「愛西市内の指定・登録・選択文化財一覧」（愛西市ホームページ）、「市の文化財」（弥富市ホームページ）、「蟹江町の文化財一覧」（蟹江町ホームページ）、「桑名市の文化財」（桑名市教育委員会 文化財ホームページ）

注4) 注目すべき生息地の既存資料：「三重県レッドデータブック2015」（平成27年3月、三重県）

注5) 特定植物群落の既存資料：「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」（環境省生物多様性センターホームページ）

注6) 巨樹・巨木林の既存資料：「自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林」（環境省生物多様性センターホームページ）

注7) 自然公園の既存資料：「岐阜県内の自然公園の紹介」（岐阜県ホームページ）、「三重県の自然公園図」（三重県ホームページ）

注8) 自然環境保全地域の既存資料：「あいちの環境 愛知県自然環境保全地域」（愛知県環境局ホームページ）

注9) 鳥獣保護区の既存資料：「あいちの環境 愛知県鳥獣保護区等位置図」（愛知県環境局ホームページ）、「令和5年度三重県鳥獣保護区等位置図」（三重県ホームページ）

注10) 重要湿地の既存資料：「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省ホームページ）、「ラムサール条約と条約湿地」（環境省ホームページ）

注11) 主要な眺望点、景観資源の既存資料：「美しい愛知づくり景観資源600選」（愛知県ホームページ）、「観光三重」（公益社団法人三重県観光連盟）、「名古屋市公式観光情報 名古屋コンシェルジュ」（公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー）、「一宮市の公式観光サイト Ichinomiya NAVI」（一宮市観光協会）、「観光案内」（津島市ホームページ）、「観光情報」（津島市観光協会）、「稲沢市観光ガイドブック」（令和2年2月、稲沢市観光協会）、「稲沢景観地50選と写真で綴る美的稲沢」（稲沢市ホームページ）、「見る・遊ぶ」（愛西市観光協会）、「市内観光の案内について」（弥富市ホームページ）、「観る・遊ぶ」（あま市観光協会ホームページ）、「観光・ウォーキングマップ」（蟹江町観光協会ホームページ）、「桑名市オープンデータカタログサイト（市内観光施設情報）」（桑名市ホームページ）、「自然・公園」（桑名市観光サイト）、「桑名市の文化財」（桑名市教育委員会）、「観光・産業」（木曽岬町ホームページ）、「地域のスポット」（川越町ホームページ）

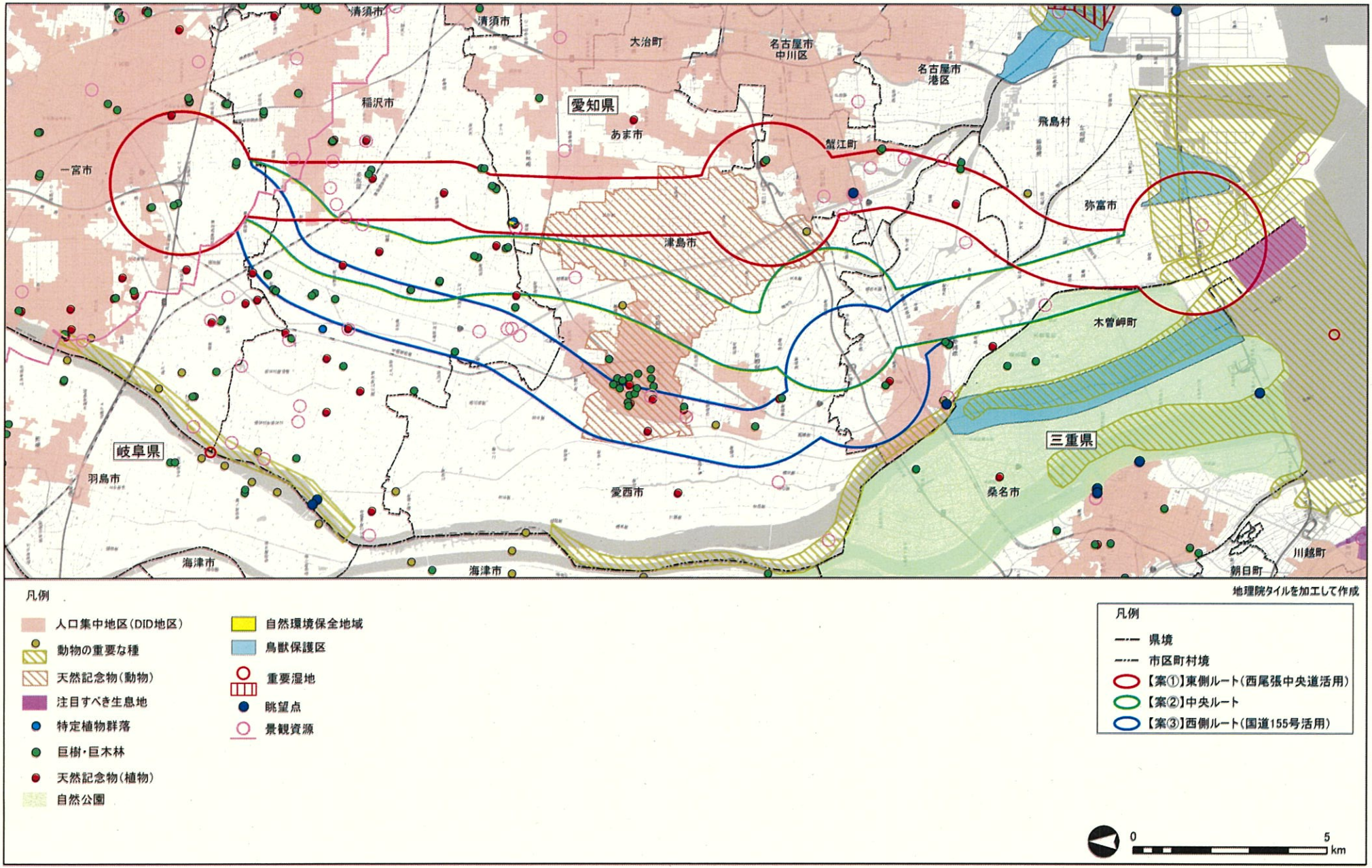
清須市
清須市
大治町
名古屋市
中川区
名古屋市
港区
稲沢市
愛知県
あま市
飛鳥村
蟹江町
一宮市
弥富市
津島市
木曽岬町
岐阜県
三重県
羽島市
愛西市
桑名市
海津市
海津市
川越町
朝日町
地理院タイルを加工して作成
凡例
人口集中地区(DID地区)
動物の重要な種
天然記念物(動物)
注目すべき生息地
特定植物群落
巨樹・巨木林
天然記念物(植物)
自然公園
自然環境保全地域
鳥獣保護区
重要湿地
眺望点
景観資源
凡例
県境
市区町村境
【案①】東側ルート(西尾張中央道活用)
【案②】中央ルート
【案③】西側ルート(国道155号活用)
0
5
km

図 5-1　予測地域

本事業に係る計画段階配慮事項について、各案における環境影響を検討した結果は、表 5-2 に示すとおりです。

「自動車の走行による大気質及び騒音」の影響の程度は、ルート帯が通過する集落・市街地（人口集中地区（DID））の面積が最も小さい【案②】が、【案①】及び【案③】と比べて小さいと評価しました。

「道路の存在による動物」の影響の程度は、ルート帯が通過する重要な種の生息地等（動物の重要な種の生息地、天然記念物及び注目すべき生息地）の箇所数が比較的少ない【案②】及び【案③】が、【案①】と比べて小さいと評価しました。

「道路の存在による植物」の影響の程度は、ルート帯が通過する重要な種・群落の生育地等（特定植物群落、巨樹・巨木林及び天然記念物）の箇所数が最も少ない【案②】が、【案①】及び【案③】と比べて小さいと評価しました。

「道路の存在による生態系」の影響の程度は、ルート帯が通過するまとまって存在する自然環境である自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区及び重要湿地の面積が最も小さい【案①】が、【案②】及び【案③】と比べて小さいと評価しました。

「道路の存在による景観」の影響の程度は、ルート帯が通過する主要な眺望点及び景観資源の箇所数が最も少ない【案②】が、【案①】及び【案③】と比べて小さいと評価しました。

今後、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り集落・市街地、動物や植物の重要な生息地・生育地等、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境、景観の保全上重要な箇所等への影響を回避したルートや構造等を検討します。

なお、各検討対象の回避が困難または、必ずしも十分に影響が低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。

表 5-2(1)　計画段階配慮事項に係る予測及び評価の結果

計画段階配慮事項	検討対象	【案①】東側ルート（西尾張中央道活用）	【案②】中央ルート	【案③】西側ルート（国道 155 号活用）
自動車の走行による大気質、騒音	集落・市街地の位置	・ルート帯は、集落・市街地を極力回避しますが、大気質及び騒音の影響をより受けやすいと考えられる人口集中地区(DID)の通過面積が比較的大きいため、大気質及び騒音の影響を与える可能性は比較的大きいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の人口集中地区(DID)については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、集落・市街地を極力回避し、大気質及び騒音の影響をより受けやすいと考えられる人口集中地区(DID)の通過面積が最も小さいため、大気質及び騒音の影響を与える可能性は最も小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の人口集中地区(DID)については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、集落・市街地を極力回避しますが、大気質及び騒音の影響をより受けやすいと考えられる人口集中地区(DID)の通過面積が最も大きいため、大気質及び騒音の影響を与える可能性は最も大きいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の人口集中地区(DID)については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。
		影響の程度は、ルート帯が通過する人口集中地区(DID)の面積が最も小さい案②が案①及び案③と比べて小さいと評価します。		
道路の存在による動物	重要な種の生息地等	・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた動物の重要な種の生息地等の一部を通過するものの概ね回避します。 ・天然記念物（津島の透明鱗のギンブナ）が津島市全域に指定されており、ルート帯が通過しますが、これらは河川等の水域に生息していることから、事業に伴う影響は限定的と考えられます。 ・ルート帯が通過する動物の重要な種の生息地等の箇所数が最も多いことから、重要な種の生息地等に影響を与える可能性は最も大きいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の重要な種の生息地等については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた動物の重要な種の生息地等の一部を通過するものの概ね回避します。 ・天然記念物（津島の透明鱗のギンブナ）が津島市全域に指定されており、ルート帯が通過しますが、これらは河川等の水域に生息していることから、事業に伴う影響は限定的と考えられます。 ・ルート帯が通過する動物の重要な種の生息地等の箇所数が比較的少ないことから、重要な種の生息地等に影響を与える可能性は比較的小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の重要な種の生息地等については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた動物の重要な種の生息地等の一部を通過するものの概ね回避します。 ・天然記念物（津島の透明鱗のギンブナ）が津島市全域に指定されており、ルート帯が通過しますが、これらは河川等の水域に生息していることから、事業に伴う影響は限定的と考えられます。 ・ルート帯が通過する動物の重要な種の生息地等の箇所数が比較的少ないことから、重要な種の生息地等に影響を与える可能性は比較的小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の重要な種の生息地等については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。
		影響の程度は、ルート帯が通過する動物の重要な種、天然記念物及び注目すべき生息地の箇所数が比較的少ない案②及び案③が案①と比べて小さいと評価します。		

表 5-2(2)　計画段階配慮事項に係る予測及び評価の結果

<table>
<tr><th>計画段階配慮事項</th><th>検討対象</th><th>【案①】東側ルート
（西尾張中央道活用）</th><th>【案②】中央ルート</th><th>【案③】西側ルート
（国道 155 号活用）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">道路の存在による植物</td><td rowspan="2">重要な種・群落の生育地等</td><td>・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた特定植物群落、巨樹・巨木林及び天然記念物の一部を通過するものの重要な種・群落の生育地等を概ね回避します。
・ルート帯が通過する重要な種・群落の生育地等の箇所数が少ないことから、重要な種・群落の生育地等に影響を与える可能性は小さいと予測します。
・ルート帯が通過する一部の重要な種・群落の生育地等については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。</td><td>・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた巨樹・巨木林及び天然記念物の一部を通過するものの重要な種・群落の生育地等を概ね回避します。
・ルート帯が通過する重要な種・群落の生育地等の箇所数が最も少ないことから、重要な種・群落の生育地等に影響を与える可能性は最も小さいと予測します。
・ルート帯が通過する一部の重要な種・群落の生育地等については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。</td><td>・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた巨樹・巨木林及び天然記念物の一部を通過するものの重要な種・群落の生育地等を概ね回避します。
・ルート帯が通過する重要な種・群落の生育地等の箇所数が最も多いことから、重要な種・群落の生育地等に影響を与える可能性は最も大きいと予測します。
・ルート帯が通過する一部の重要な種・群落の生育地等については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。</td></tr>
<tr><td colspan="3">影響の程度は、ルート帯が通過する特定植物群落、巨樹・巨木林及び天然記念物の箇所数が最も少ない案②が案①及び案③と比べて小さいと評価します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">道路の存在による生態系</td><td rowspan="2">生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境</td><td>・ルート帯は、自然公園、自然環境保全地域及び鳥獣保護区の一部を通過するものの生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を概ね回避します。
・ルート帯が通過する生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境の通過面積が最も小さいことから、これら自然環境に影響を与える可能性は最も小さいと予測します。
・ルート帯が通過する一部の生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。</td><td>・ルート帯は、自然公園、及び鳥獣保護区の一部を通過するものの生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を概ね回避します。
・ルート帯が通過する生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境の通過面積が比較的大きいことから、これら自然環境に影響を与える可能性は比較的大きいと予測します。
・ルート帯が通過する一部の生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。</td><td>・ルート帯は、自然公園、及び鳥獣保護区の一部を通過するものの生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を概ね回避します。
・ルート帯が通過する生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境の通過面積が比較的大きいことから、これら自然環境に影響を与える可能性は比較的大きいと予測します。
・ルート帯が通過する一部の生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。</td></tr>
<tr><td colspan="3">影響の程度は、ルート帯が通過する自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区及び重要湿地の面積が最も小さい案①が案②及び案③と比べて小さいと評価します。</td></tr>
</table>

表 5-2(3)　計画段階配慮事項に係る予測及び評価の結果

計画段階配慮事項	検討対象	【案①】東側ルート（西尾張中央道活用）	【案②】中央ルート	【案③】西側ルート（国道 155 号活用）
道路の存在による景観	景観の保全上重要な箇所	・ルート帯は、主要な眺望点及び景観資源の一部を通過するものの概ね回避します。 ・ルート帯が通過する主要な眺望点及び景観資源の通過箇所数が最も多いことから、景観上重要な箇所に影響を与える可能性は最も大きいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の主要な眺望点及び景観資源については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、主要な眺望点及び景観資源の一部を通過するものの概ね回避します。 ・ルート帯が通過する主要な眺望点及び景観資源の通過箇所数が最も少ないことから、景観上重要な箇所に影響を与える可能性は最も小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の主要な眺望点及び景観資源については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、主要な眺望点及び景観資源の一部を通過するものの概ね回避します。 ・ルート帯が通過する主要な眺望点及び景観資源の通過箇所数が比較的多いことから、景観上重要な箇所に影響を与える可能性は比較的大きいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の主要な眺望点及び景観資源については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。
		影響の程度は、ルート帯が通過する主要な眺望点、景観資源の箇所数が最も少ない案②が案①及び案③と比べて小さいと評価します。		

第6章　計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者等の見解

環境影響評価法第3条の6の規定に基づく配慮書についての環境の保全の見地からの国土交通大臣意見とそれに対する都市計画決定権者等の見解は、表6-1に示すとおりです。

表 6-1(1)　配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者等の見解

国土交通大臣意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
1.総論	
(1)対象事業実施区域の設定 今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、各論での指摘を踏まえつつ、環境の保全上重要な以下の施設等への影響を回避又は極力低減すること。 ア．学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住居 イ．主要な河川、取水源、生物多様性の観点から重要度の高い海域、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、ラムサール条約湿地 ウ．自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第2回調査（特定植物群落調査）において選定されている特定植物群落、同調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生、巨樹・巨木林 エ．鳥獣保護管理法に基づき指定されている弥富鳥獣保護区等	今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討にあたっては、各論での指摘を踏まえつつ環境の保全上重要な施設等への影響を回避又は極力低減します。
(2)環境影響評価の項目の選定等 本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、その他の環境要素等に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。 また、今後、本事業において、一宮西港道路への連絡道路等が計画されることにより、追加的な環境影響が生ずるおそれがある場合は、連絡道路等の存在及び供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。	環境影響評価の項目は、事業特性及び地域特性を踏まえ、適切に選定しました。 なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、土壌、日照阻害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況、廃棄物等、温室効果ガス等を選定しました。 また、今後、本事業において連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の手続において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行います。
3)地域住民等への説明及び関係機関との連携 本事業は、市街地及びその周辺において、長期間にわたる工事の実施が想定されることから、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧かつ十分に説明すること。また、本事業の実施に当たっては、関係機関と調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。	本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧かつ十分に説明を行います。 また、本事業の実施にあたっては、関係機関と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施していきます。

表 6-1(2)　配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者等の見解

国土交通大臣意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
2.各論	
(1)大気環境 事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺には、住居等が多数存在しており、西尾張・海部地域東部の高速アクセス性に優れ、東海北陸自動車道から名古屋港までを最短距離で接続するルート（以下「案①」という。）及び西尾張・海部地域西部の高速アクセス性に優れるルート（以下「案②」という。）については、特に住居等が多いルート帯であるため、自動車の走行による大気質への影響並びに騒音及び振動の増加による住居等への影響がより懸念される。このため、詳細なルートの位置、道路構造及び工法の検討に当たっては、工事中及び供用後における大気質への影響並びに騒音及び振動による影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討すること。	今後の事業計画の検討にあたっては、工事中及び供用後における大気質への影響並びに騒音及び振動による影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討します。
(2)水環境 想定区域及びその周辺には、上水道の取水源である井戸が存在しているほか、本事業は、ラムサール条約湿地に登録されている藤前干潟等に流入する河川等を横断するため、土地の改変等に伴う濁水等の発生、水量の減少による水環境への影響が懸念される。このため、土工部及び橋梁部においては、土工量を抑制するルートの位置及び構造を検討することにより、土地の改変や河床掘削に伴う土砂及び濁水の流出による水環境への影響を回避又は極力低減すること。 また、トンネル構造を採用する場合は、地下水等の坑内への流出、トンネル内への漏水等による地下水等の減少又は枯渇等の影響を回避又は極力低減するため、地下水等の位置、使用状況等を十分調査するとともに、必要に応じて適切に予測及び評価を実施すること。	今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討にあたっては、土地の改変や河床掘削に伴う土砂及び濁水の流出による水環境への影響を回避又は極力低減するよう配慮します。 また、トンネル構造を採用する場合は、地下水等の坑内への流出、トンネル内への漏水等による地下水等の減少又は枯渇等の影響を回避又は極力低減するため、地下水等の位置、使用状況等を十分調査するとともに、必要に応じて適切に予測及び評価を実施します。
(3)動植物及び生態系 想定区域及びその周辺には、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているイタセンパラ、「環境省レッドリスト2020」（令和2年3月環境省）に絶滅危惧IA類として掲載されているニッポンバラタナゴ等の重要な動物の生息が確認されているほか、自然環境保全基礎調査の第2回調査（特定植物群落調査）において選定されている特定植物群落、同調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生、自然公園法及び三重県立自然公園条例に基づき指定されている水郷県立自然公園、鳥獣保護管理法に基づき指定されている弥富鳥獣保護区等が存在している。さらに、生物多様性の観点から重要度の高い湿地に抽出されている「木曽三川合流域の河川・水路およびため池群」が想定区域に含まれている可能性がある。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、重要な動植物の生息及び生育地に十分配慮するとともに、直接改変を回避又は極力低減すること。また、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。	今後の詳細なルートの位置及び道路構造の 検討に当たっては、重要な動植物の生息及び生育地に十分配慮するとともに、直接改変を回避又は極力低減します。 また、今後の環境影響評価手続きにおいては、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討します。

表 6-1(3)　配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者等の見解

国土交通大臣意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
2.各論	
(4)廃棄物等 ア 廃棄物について 本事業の実施により多くの廃棄物が発生するおそれがある。このため、今後の事業計画の検討に当たっては、本事業の実施に伴い発生する廃棄物の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する廃棄物については、可能な限り再生利用を図る等適正な処理を行う計画とすること。	本事業の実施に伴い発生する廃棄物については発生量を極力抑制し、やむを得ず発生する廃棄物については、可能な限り再生利用を図る等適正な処理を行う計画とします。
イ 建設発生土について 本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により多くの建設発生土が発生するおそれがある。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置、工法の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土の発生量を極力抑制すること。 また、やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図る等適正な処理を行う計画とすること。	詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置及び工法の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土の発生量を極力抑制します。 また、やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図る等適正な処理を行う計画とします。
(5)温室効果ガス 今後の事業計画の具体化に当たっては、「地球温暖化対策計画」（令和7年2月閣議決定）に示される2030年度、2035年度及び2040年度の温室効果ガス排出量の削減目標（以下「削減目標」という。）の達成や2050年ネット・ゼロの実現を目指し、「地球温暖化対策計画」等の地球温暖化対策に関連する施策や、最新技術の開発・社会実装といった最新の知見及び動向を踏まえつつ、例えば、GX建設機械の認定に関する規定（令和5年10月国土交通省）に基づき認定されたGX建設機械等の省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明のLED化等の省エネルギー設備の導入、道路空間への再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガスの排出削減に資する対策を検討すること。 また、今後、道路管理者が道路法等の一部を改正する法律（令和7年法律第22号。以下「改正道路法」という。）に基づく道路脱炭素化推進計画を策定した場合には、当該計画も踏まえて本事業を実施すること。	今後の事業計画の具体化に当たっては、削減目標の達成や2050年ネット・ゼロの実現を目指し、「地球温暖化対策計画」等の地球温暖化対策に関連する施策や、最新技術の開発・社会実装といった最新の知見及び動向を踏まえつつ、例えば、省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明のLED化等の省エネルギー設備の導入、道路空間への再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガスの排出削減に資する対策を検討します。 また、今後、改正道路法に基づく道路脱炭素化推進計画を踏まえて本事業を実施します。

第7章　計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書についての意見と見解

第1節 計画段階環境配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見と事業予定者の見解

望ましいルート帯案を検討する際に重要だと思う事項として、「生活環境（大気・騒音等）に配慮し、影響が少ないこと」、「自然環境（動植物等）に配慮し、影響が少ないこと」及び「地域の景観（景観資源等）に配慮し、影響が少ないこと」の3項目について意見聴取を行い、「強くそう思う」、「どちらかというとそう思う」、「どちらかというとそう思わない」、「全くそう思わない」の4段階で回答していただきました。（意見聴取期間：令和6年7月22日～令和6年10月4日）

その結果、重要だと思う意見（“強くそう思う”“どちらかというとそう思う”）は、「生活環境（大気・騒音等）に配慮し、影響が少ないこと」が地域住民で82%、広域道路利用者で77%、事業者で84%、「自然環境（動植物等）に配慮し、影響が少ないこと」が地域住民で78%、広域道路利用者で73%、事業者で80%、地域の景観（景観資源等）に配慮し、影響が少ないこと」が地域住民で75%、広域道路利用者で72%、事業者で75%という結果でした。

また、自由意見の中で環境に関する意見が多数寄せられ、その代表的な意見及び事業予定者の見解を表 7-1 に示します。

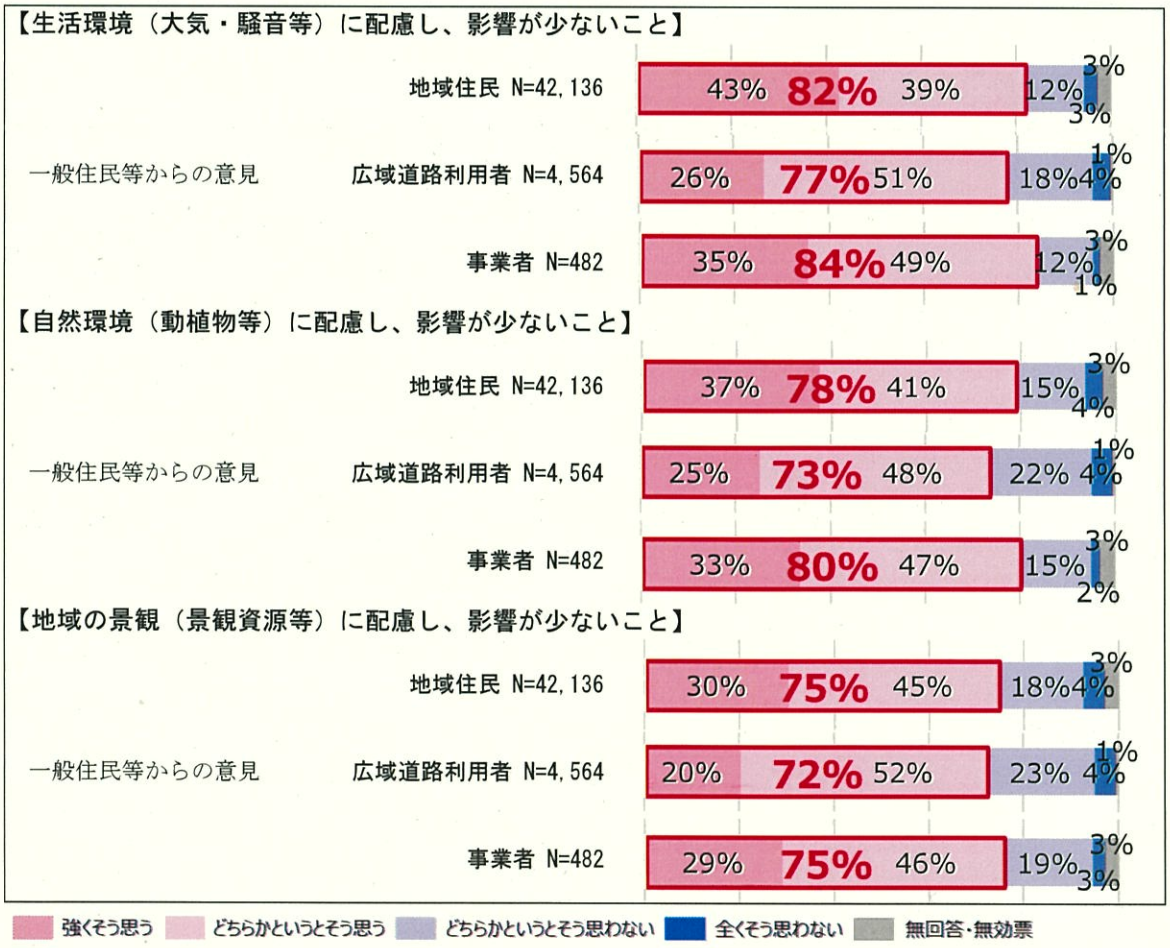

図 7-1　一般住民（企業団体含む）からの重視すべきという意見の割合

表 7-1　一般住民（企業団体含む）からの主な意見と事業予定者の見解

項目	一般住民からの意見	事業予定者の見解
環境全般	・生活環境・自然環境・景観に配慮したルートにしてほしいです。 ・生活環境、自然環境への配慮が重要と考えます。 ・住環境への配慮が必要。 ・環境に優しいこと。 ・周りの環境に悪影響を及ぼさないこと。 ・交通の利便性をあげるのは良いことだが環境問題にも十分配慮するべきである。 ・環境には配慮してほしい。 上記意見を含む計 262 件	・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、環境面への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
生活環境（大気質・騒音）	・住宅地への騒音、交通量の増加に配慮すること。 ・住民としては、特に、騒音、大気汚染について、十分配慮してほしい。 ・夜間の交通量が増加すると思われるので、住宅地が近いこともあり、騒音が懸念され、防音の対策が必要に思う。 ・交通量が増えると騒音が気になりますので、対策が必要と考えます。 ・一般住宅への騒音には特に配慮をお願いしたい。 ・住民の生活環境には十分に配慮されたい。 ・住宅密集地での騒音対策。 ・騒音や大気汚染などに留意すること。 ・道路建設ルートのあたる住民への騒音や環境への配慮が重要だと思います。 ・騒音等、住宅街にお住まいの方の迷惑が、かからないように配慮が必要だと思います。 上記意見を含む計 300 件	・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質・騒音等の影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
自然環境（動植物・生態系）	・動植物の生育地、自然環境を傷めないこと。 ・自然環境を残していく事が大事だと思う。 ・特に自然環境への配慮（必要以上に伐採をしない）を強く求めます。 ・あまり田んぼをつぶさないでください。 ・水田が多い地域であるが、水田は動植物にとって重要な自然環境であるため、なるべく水田を埋め立てないような設計にしてほしい。 ・藤前干潟に影響がないことを保証できること。 上記意見を含む計 82 件	・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、動物、植物、生態系等への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
景観	・IC 設置は良いが、廻りの景観をそこなわないこと。 ・毎日の生活において、景観が良いことが大切かと考えます。 ・田園地域の景観に配慮してほしい。 ・のどかな田園風景など出来るだけ残るといいです。 ・周りの景観に配慮すべき 上記意見を含む計 39 件	・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、景観等への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

第2節 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

環境影響評価法第3条の7の規定に基づき、配慮書について愛知県知事、三重県知事、一宮市長、津島市長、稲沢市長、愛西市長、弥富市長、あま市長、大治町長、蟹江町長、飛島村長、桑名市長、木曽岬町長から意見聴取を行いました。

関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解を表 7-2 に示します。

なお、津島市長、大治町長及び飛島村長からの意見はありませんでした。

表 7-2(1)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
愛知県知事	1.全般的事項	
	(1)配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。	配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容については、方法書第3章第3節及び第5章において丁寧に記載しました。
	(2)事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。	事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減します。
	2.大気質、騒音、振動	
	事業実施想定区域には集落・市街地等が存在しており、事業の実施により大気質、騒音及び振動による生活環境への影響が懸念される。このため、生活環境への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、事業実施に伴う生活環境への影響に配慮した計画となるよう努めます。 また、生活環境への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	3.動物、植物、生態系	
	事業実施想定区域及びその周辺には広い行動圏を有するチュウヒ等の重要な種が生息する木曽岬干拓地や弥富野鳥園が存在しており、また、多様な生物の生息・生育環境である水田等が広く存在していることから、事業の実施によりこれらへの影響が懸念される。このため、専門家等の指導・助言を得ながら、動物、植物及び生態系への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、専門家等の指導・助言を得ながら、事業実施に伴う動物、植物及び生態系への影響に配慮した計画となるよう努めます。 また、動物、植物及び生態系への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	4.景観、人と自然との触れ合いの活動の場	
	事業実施想定区域には主要な眺望点及び田園風景等の景観資源並びに人と自然との触れ合いの活動の場が存在していることから、事業の実施によりこれらへの影響が懸念される。このため、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、事業実施に伴う景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮した計画となるよう努めます。 また、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。

表 7-2(2)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
愛知県知事	5.その他	
	方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。	配慮書の案に対する住民等の意見に配慮し、方法書を作成しました。また、今後の環境影響評価図書の作成に当たっても、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めます。
三重県知事	総括事項	
	今後の手続きにおいて、居住地に対する生活環境保全上の影響等について、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、科学的な知見に基づいて調査及び予測を実施すること。 また、環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど、適切に対応すること。	居住地に対する生活環境保全上の影響等について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。 また、今後、環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事実が生じた場合においては、必要に応じ、環境影響評価の項目及び手法を見直し、追加的に調査、予測及び評価を行うなど、適切に対応します。
	環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。	環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにします。
	個別的事項　1.大気質、騒音及び振動	
	今後の手続きにおいては、工事期間中及び道路供用時の大気質、騒音及び振動による周辺環境への影響を最小限に留める計画とするため、適切に調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を十分に踏まえた環境保全措置を検討すること。	今後の環境影響評価手続きにおいては、工事期間中及び道路供用時の大気質、騒音及び振動による周辺環境への影響を最小限に留める計画とするため、適切に調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を十分に踏まえた環境保全措置を検討します。
	個別的事項　2.水質・地下水	
	詳細なルート・構造の検討に当たっては、水脈等の周辺情報を把握したうえで、周辺水域、地下水質及び地下水位等に十分配慮した計画とすること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、水脈等の周辺情報を適切に把握したうえで、道路設計上の工学的・構造的な検討を行い、周辺水域、地下水質及び地下水位等に十分配慮した計画とします。
	詳細なルート・構造の検討に当たっては、近隣河川の流域変更を生じさせない計画とすること。また、鍋田川への流出負担が増加しないよう、流域治水の観点も踏まえ、雨水貯留浸透施設の整備など流出抑制対策を検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、事業実施に伴う流域変更を生じさせない計画となるよう努めます。また、鍋田川への流出負担が増加しないよう配慮し、流域治水の観点も踏まえ、事業計画の検討を進めていきます。
	本事業で生じる排水により、周辺水域や地下水に影響を与えないよう、適切な排水管理が必要であることから、維持管理の観点も踏まえて、詳細なルート・構造を検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、本事業で生じる排水により、周辺水域や地下水に影響を与えないよう、適切な排水管理が必要であることから、維持管理の観点も踏まえて、道路設計上の工学的・構造的な検討を行います。

表 7-2(3)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
三重県知事	個別的事項　3. 地盤沈下	
	東名阪自動車道の弥富・長島周辺は、軟弱地盤地区であることが懸念されるため、事業実施区域及びその周辺の地盤について入念的に調査を行ったうえで、ルート及び建設方法に十分配慮した計画とすること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、東名阪自動車道の弥富・長島周辺は、軟弱地盤地区であることが懸念されるため、周辺の地盤について入念的に調査を行ったうえで、道路設計上の工学的・構造的な検討を行い、ルート及び建設方法に十分配慮した計画とします。
	個別的事項　4. 陸生生物・水生生物・生態系	
	木曽岬干拓地及びその周辺においては、繁殖するチュウヒやオオタカ、越冬するコチョウゲンボウ等、多くの鳥類が採餌等に利用しているほか、カモやシギ、チドリの生息場所であることから、これらの動物への影響を最小限に留めるルートとなるよう計画を検討すること。 また、今後の手続きにおいては、猛禽類の定点調査を重点的に行うなど、影響を最小限とするため、ルートや工法、工期設定に十分配慮した計画とすること。	木曽岬干拓地及びその周辺においては、繁殖するチュウヒやオオタカ、越冬するコチョウゲンボウ等、多くの鳥類が採餌等に利用しているほか、カモやシギ、チドリの生息場所であることから、これらの動物への影響を最小限に留めるルートとなるよう配慮し、計画を検討します。 また、動物、植物及び生態系への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	自然公園や鳥獣保護区等の地域について、生息分布する動植物及びその生息環境を十分に情報収集・精査すること。なお、希少種・希少環境が把握された場合においては、回避・低減を優先的に検討するとともに、必要に応じて有識者の意見を聴くなど、希少種等保護に十分配慮した計画とすること。	自然公園や鳥獣保護区等の地域について、生息分布する動植物及びその生息環境を十分に情報収集・精査することに努めます。なお、希少種・希少環境が把握された場合においては、回避・低減を優先的に検討するとともに、必要に応じて有識者の意見を聴くなど、希少種等保護に十分配慮した計画とします。 また、動物、植物及び生態系への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	道路敷設に伴う野生動植物の分離、孤立化による個体群縮小の可能性についても、今後評価を検討すること。	動物、植物及び生態系への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	今後の手続きにおいては、自然環境に対する影響を最小限とする保全措置を検討するため、定量的な評価を行うなど、適切な評価方法を採用すること。	動物、植物及び生態系への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	個別的事項　5. 景観	
	周辺地区の景観との調和、眺望景観に配慮するとともに、事業実施想定区域に存在する樹林帯を可能な限り残置するなど、景観への影響を回避又は低減すること。	周辺地区の景観との調和、眺望景観に配慮するとともに、事業実施想定区域に存在する樹林帯を可能な限り残置するなど、景観への影響の回避又は低減に努めます。

表 7-2(4)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
三重県知事	個別的事項　5. 景観	
	眺望点の抽出にあたっては、地域住民の利用頻度が高い施設等も候補に含めるなど、選択肢を広く想定した上で主要な眺望点及び身近な視点場を選定し、景観への影響について調査及び予測を行うこと。	眺望点の抽出にあたっては、地域住民の利用頻度が高い施設等の身近な視点場も候補に含めるなど、適切に主要な眺望点を選定した上で、景観への影響について調査及び予測を行います。 また、景観への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	個別的事項　6. 文化財	
	6. 文化財 今後の手続きにおいては、埋蔵文化財包蔵地について、関係機関から最新の情報を収集したうえで、事業による影響を予測及び評価すること。	事業実施区域が周知の埋蔵文化財を通過する場合、または工事中に埋蔵文化財が発見された場合には、文化財保護法の規定に基づき、適切に対処します。
	個別的事項　7. その他	
	環境影響評価図書については、インターネット上での公表も含め、縦覧期間後も引き続き閲覧が可能とするなど、本事業に対する地域住民への理解を促進するとともに、利便性の向上に努めること。	環境影響評価手続中の環境影響評価図書については、縦覧期間終了後も都市計画決定権者のホームページで引き続き閲覧が可能とするなど、本事業に対する地域住民への理解を促進するとともに、利便性の向上に努めます。

表 7-2(5)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
一宮市長	1. 全般的事項	
	事業計画の検討に当たっては、最新の知見や専門家の意見等を踏まえ、環境影響について回避・低減に努めること。 方法書以降の手続きでは、地域住民等に対し、事業計画及び環境に与える影響についてわかりやすく説明を行うとともに、説明に使用する資料の充実を図ること。	事業計画の検討に当たっては、最新の知見や専門家の意見等を踏まえ、環境影響について回避・低減に努めます。 今後の環境影響評価手続きでは、地域住民等に対し、事業計画及び環境に与える影響についてわかりやすく説明を行うとともに、説明に使用する資料の充実を図ります。
	2. 大気質・騒音及び振動等	
	ルート帯の中には住居が存在することから、本事業の実施により、大気汚染物質、騒音・振動等による生活環境への影響が懸念される。このため、事業に伴う交通量予測の結果を考慮したうえで詳細なルート並びに調査、予測及び評価手法を決定すること。	今後の詳細なルートの検討にあたっては、計画交通量の推計結果を考慮します。なお、計画交通量については、環境影響評価準備書に記載します。 また、生活環境への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	3. 動物、植物及び生態系	
	動物、植物及び生態系について、道路の存在により影響を及ぼす可能性があることから、最新の知見、事例等の収集を適切に行うこと。	動物、植物及び生態系について、道路の存在により影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じて、最新の知見、事例等の収集を適切に行います。
稲沢市長	1. 全般的事項	
	事業の具体化にあたっては、環境配慮書に記載された自然的状況や社会的状況を十分に考慮し、事業実施想定区域付近に居住する住民や付近に生息する生態系への配慮を行い、周辺環境の保全に努めること。	事業の具体化にあたっては、環境配慮書に記載した自然的状況や社会的状況を十分に考慮し、事業実施想定区域付近に居住する住民や付近に生息する生態系への配慮を行い、周辺環境の保全に努めます。
	2. 大気環境	
	事業実施想定区域には、既存の集落が点在しており、事業の実施にあたっては大気質・騒音などによる生活環境への影響が懸念される。そのため、住民への丁寧な説明はもとより、生活環境への影響が最小限となるよう専門家等の知見を活用し事業を実施すること。	今後の環境影響評価手続きにあたっては、住民への丁寧な説明はもとより、生活環境への影響が最小限となるよう専門家等の知見を活用し事業を実施します。
	3. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系	
	事業実施想定区域には、水田などの農地が点在しており、多様な動植物が生育しているため、生態系への影響を十分に調査・研究したうえで事業計画を作成すること。	事業実施想定区域には、水田などの農地が点在しており、多様な動植物が生育しているため、事業計画の具体化にあたっては、生態系への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。

表 7-2(6)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
稲沢市長	4. 景観及び人と自然との触れ合い活動の場	
	事業実施想定区域には、高層な建築物がなく田園風景が広がる箇所があり、景観や人と自然との触れ合い活動の場も包含されており、影響が懸念される。そのため、事業の実施にあたっては、これらへの影響が最小限となるよう、計画の段階から配慮を行うこと。	本事業の実施にあたっては、景観や人と自然との触れ合い活動の場への影響が最小限となるよう、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
愛西市長	事業実施想定区域には主要な景観資源が存在していることから、景観資源を損なうことのないよう十分配慮すること。	事業実施想定区域には主要な景観資源が存在していることから、景観資源を損なうことのないよう十分配慮します。
	当市内において、天然記念物コウノトリの生息が確認されていることから、計画を具体化する際は、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施したうえで、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討するなど、生態環境への影響に配慮した事業計画とすること。	愛西市において、天然記念物コウノトリの生息が確認されていることから、事業計画の具体化にあたっては、今後の環境影響評価手続きにおいて、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施したうえで、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討するなど、生態環境への影響に配慮した事業計画とします。
	方法書の作成に当たっては、市民に分かりやすい内容となるよう努めること。	方法書の作成に当たっては、市民に分かりやすい内容となるよう努めます。
弥富市長	事業計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないように十分配慮すること。	事業計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないように十分配慮します。
	計画を具体化する際は、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討すること。	計画を具体化する際は、今後の環境影響評価の手続において、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討します。
	方法書の作成に当たっては、市民に分かりやすい内容となるよう努めること。	方法書の作成に当たっては、市民に分かりやすい内容となるよう努めます。

表 7-2(7)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
あま市長	1.騒音、大気汚染、振動対策	
	事業実施想定区域には、当市の集落・市街地が存在しており、事業の実施により騒音、大気汚染、振動などの生活環境への影響が懸念されます。このため、防音壁や低騒音舗装、車線配置等により、住宅地への影響を抑える設計案を検討し具体的な設計に反映させるようお願いします。	事業計画の具体化にあたっては、今後の環境影響評価の手続において、生活環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。
	2.農地、水環境への配慮と生態系保全	
	事業想定区域には、田畑、水路、河川があり、事業の実施によりこれらの影響が懸念されます。このため、緑の緩衝帯や植栽計画等を設け、農地・水路・生物多様性の保護措置を事業計画に盛り込むようお願いします。	事業計画の具体化にあたっては、今後の環境影響評価の手続において、動物、植物、生態系への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。
	3.景観、人と自然の触れ合いの場の保全	
	事業実施想定区域の周辺には景観資源や散策路等の人と自然のふれあいの場が存在しており、これらへの影響が懸念されます。このため、周辺環境との調和を図り、景観の保全や緑地・水辺空間等、人と自然がふれあえる場所への影響に配慮した事業計画とするようお願いします。	事業計画の具体化にあたっては、今後の環境影響評価の手続において、景観や人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。
	4.その他	
	方法書以降の図書の作成に当たっては、地域住民や関係者の多様な意見に配慮し、わかりやすい図書となるようお願いします。	配慮書の案に対する住民等の意見に配慮し、方法書を作成しました。また、今後の環境影響評価図書の作成に当たっても、わかりやすい内容となるよう努めます。
蟹江町長	事業計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないよう十分配慮すること。	事業計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないように十分配慮します。
	計画を具体化する際は、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討すること。	計画を具体化する際は、今後の環境影響評価の手続において、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切に環境保全措置の検討を行います。
	方法書の作成に当たっては、町民に分かりやすい内容となるよう努めること。	配慮書の案に対する住民等の意見に配慮し、方法書を作成しました。また、今後の環境影響評価図書の作成に当たっても、わかりやすい内容となるよう努めます。

表 7-2(8)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
桑名市長	事業計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないよう十分配慮すること。	事業計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないように十分配慮します。
	計画を具体化する際は、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討すること。	計画を具体化する際は、今後の環境影響評価の手続において、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切に環境保全措置の検討を行います。
	方法書の作成に当たっては、市民にわかりやすい内容となるよう努めること。	配慮書の案に対する住民等の意見に配慮し、方法書を作成しました。また、今後の環境影響評価図書の作成に当たっても、わかりやすい内容となるよう努めます。
木曽岬町長	1. 全般事項	
	事業計画の検討にあたっては、計画段階配慮事項に係る重大な環境影響の程度を整理し、出来る限り環境影響の少ない設計・計画とすること。また、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避と低減に努めること。	事業計画の検討にあたっては、計画段階配慮事項に係る重大な環境影響の程度を整理し、出来る限り環境影響の少ない設計・計画とします。また、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避と低減に努めます。
	現地調査等の実施にあたっては、地域住民や土地所有者、その他関係者等に対し、丁寧な説明を実施するとともに積極的な情報の提供を行うこと。	現地調査等の実施にあたっては、地域住民や土地所有者、その他関係者等に対し、丁寧な説明を実施するとともに、必要に応じた積極的な情報の提供に努めます。
	方法書以降の手続きにおいては、地域住民等に対し、事業計画及び環境に与える影響についてわかりやすい説明を行うとともに意見聴取の機会を適切に確保すること。	今後の環境影響評価の手続きにおいては、地域住民等に対し、事業計画及び環境に与える影響についてわかりやすい説明を行うとともに意見聴取の機会を適切に確保します。
	2. 大気環境	
	事業の実施により大気汚染物質や騒音・振動等による生活環境への影響が懸念されることから、周辺地域を含め、生活環境への影響に配慮した事業計画とすること。	事業計画の具体化にあたっては、今後の環境影響評価の手続において、生活環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。 また、生活環境への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	3. 水環境	
	事業の実施により区域内に存在する河川の水質及び水底の底質に影響が生じないよう、河川の状況を十分に調査し、水質等の保全に努めること。	事業の実施により区域内に存在する河川の水質及び水底の底質に影響が生じないよう、河川の状況を十分に調査し、水質等の保全に努めます。

表 7-2(9)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
木曽岬町長	4.動物、植物、生態系	
	動物、植物及び生態系に影響を与える可能性があることから、既存文献や先行事例に関する情報収集に努めるとともに、専門家からの指導・助言を受けて適切な調査、予測及び評価手法を検討すること。	今後の環境影響評価の手続において、既存文献や先行事例に関する情報収集に努めるとともに、専門家からの指導・助言等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。 また、動物、植物及び生態系への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	5.景観、人と自然との触れ合い活動の場	
	木曽三川河口部の美しい河川景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避・低減するため、景観等への影響に係る評価が適切に行える眺望点を選定のうえ評価を行うこと。	今後の環境影響評価の手続において、景観等への影響に係る評価が適切に行える眺望点を選定のうえ、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。 また、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。

第8章都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第1節　専門家等による技術的助言

環境影響評価項目、調査、予測及び評価の手法の選定にあたり、必要に応じて専門家等による技術的助言を受けました。

専門家等の専門分野及び技術的助言の内容については、表 8-1 に示すとおりです。

表 8-1　専門家等の専門分野及び技術的助言の内容

項目	専門分野	技術的助言の内容
大気質	環境地理学 (大気汚染、 地球温暖化)	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・事業実施区域及びその周辺における大気汚染物質の観測状況等を踏まえ、適切に大気質の調査を実施すること。
騒音 振動 低周波音	環境計画 社会音響学 建築音響学	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。
水質	地質学 岩石鉱物学	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。
動物(陸生動物) 生態系	動物 (動物生態学 ・鳥類)	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・近年減少傾向にあるシギ・チドリ類等の生息に適した水田等の湿性草地が事業実施区域周辺に分布しているため、これらの湿性草地における水辺の鳥類の生息状況に留意すること。 ・事業の実施によりチュウヒのねぐらや営巣地となっていると考えられる木曽川沿いのヨシ原や木曽岬干拓地を改変しないのであれば、調査地点を木曽川沿いに配置する必要はない。
動物(陸生動物) 生態系	自然史学 (生物多様性学)	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・事業実施区域及びその周辺は水田地帯であり、ナゴヤダルマガエルが普通に生息している地域である。 ・事業実施区域及びその周辺において、ニホンアカガエルの局所的な生息情報があるため、留意して調査を実施すること。
動物(水生動物) 生態系	生物学(生態学・ 動物学・ 水環境学)	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・事業実施区域及びその周辺の水田地帯においては、カワバタモロコの生息状況に留意して調査を実施すること。
植物 生態系	植物分類学	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・事業実施区域及びその周辺は水田が広く分布する地域であり、植物相の調査時期は春季・夏季・秋季、植物群落の調査時期は夏季～秋季で問題ない。なお、植物相の春季調査は、水田の耕起前に実施することが望ましい。 ・事業実施区域及びその周辺において、環境影響評価で対象にするような重要な蘚苔類の生育はないと考えられるため、蘚苔類を対象とした調査は不要である。ただし、水田環境を特徴づけるイチョウウキゴケについては、維管束植物を対象とした植物調査において、生育状況の把握に努めること。
景観 人と自然との 触れ合いの活動 の場	建築学 建築史・意匠	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・事業実施区域及びその周辺における田園風景に留意して調査を実施すること。

第2節 環境影響評価の項目

本事業に係る環境影響評価の項目について、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年 6 月 12 日建設省令第 10 号）、「道路が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年 6 月 12 日建設省令第 19 号）（以下、「国土交通省令」といいます。）に基づきつつ、「国土技術政策総合研究所資料第 714 号 土木研究所資料第 4254 号 道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）及び「国土技術政策総合研究所資料第 1322 号 道路環境影響評価の技術手法 4. 騒音 4.1 自動車の走行に係る騒音（令和 7 年度版）」（令和 7 年 6 月 国土交通省国土技術政策総合研究所）（以下、「技術手法」といいます。）を参考の上、「環境影響評価指針」（平成 11 年 5 月 28 日、愛知県告示 445 号）及び「三重県環境影響評価技術指針」（平成 11 年 5 月 25 日、三重県告示第 274 号）を勘案し、配慮書での検討結果及び配慮書に対する国土交通大臣意見、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

本事業に係る環境影響評価の項目及びその選定理由は、表 8-2 に示すとおりです。

環境影響評価を行う項目は、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、土壌、日照阻害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況、廃棄物等、温室効果ガス等に係る項目としました。

第3節 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

前節において選定した環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由は、表 8-3 に示すとおりです。

表 8-2　環境影響評価の項目及びその選定理由

環境要素の区分			影響要因の区分：工事の実施							土地又は工作物の存在及び供用				事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	汚染土壌等の掘削等	道路（地表式又は掘割式）の存在	道路（高架式）の存在	自動車の走行	休憩所の供用	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	●	●							○		事業実施区域及びその周辺には、住居等が存在するため、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから選定します。
			粉じん等	○	○									事業実施区域及びその周辺には、住居等が存在するため、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に係る粉じん等による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
		騒音	騒　音	○	○							○		事業実施区域及びその周辺には住居等が存在するため、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に係る騒音による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから選定します。
		振動	振　動	○	○							○		事業実施区域及びその周辺には、住居等が存在するため、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に係る振動による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
		低周波音	低周波音									●		事業実施区域及びその周辺には、住居等が存在し、かつ対象道路は嵩上式（高架構造）で計画しているため、土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に係る低周波音による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
	水環境	水質	水の濁り				●						○	事業実施区域及びその周辺には、日光川及び鍋田川等の公共用水域が存在するため、工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）に係る水質（水の濁り）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。 休憩所を計画し、かつ休憩所からの汚水を公共用水域へ排出することとなった場合、土地又は工作物の存在及び供用（休憩所の供用）に係る水質（水の濁り）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
			水の汚れ										○	休憩所を計画し、かつ休憩所からの汚水を公共用水域へ排出することとなった場合、土地又は工作物の存在及び供用（休憩所の供用）に係る水質（水の汚れ）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
			水の富栄養化										●	休憩所を計画し、かつ水質汚濁防止法第四条の二第一項の規定する指定地域に排出することとなった場合、土地又は工作物の存在及び供用に係る水質（水の富栄養化）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
	土壌に係る環境その他の環境	土壌	土壌					●						事業実施区域には、汚染土壌が存在するため、工事の実施（汚染土壌等の掘削等）に係る土壌汚染の影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
		その他の環境要素	日照阻害							○				事業実施区域及びその周辺には、住居等が存在し、かつ対象道路は嵩上式（高架構造）で計画しているため、土地又は工作物の存在及び供用（道路（嵩上式）の存在）に係る日照阻害の影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地				○			○				事業実施区域及びその周辺には、重要な種の生息環境が存在するため、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）及び土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）に係る動物（重要な種及び注目すべき生息地）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから選定します。
	植物		重要な種及び群落				○			○				事業実施区域及びその周辺には、重要な種の生育環境が存在するため、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）及び土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）に係る植物（重要な種及び群落）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから選定します。
	生態系		地域を特徴づける生態系				○			○				事業実施区域及びその周辺には、地域を特徴づける生態系を構成する動物・植物の生息・生育基盤が存在するため、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）及び土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）に係る生態系（地域を特徴づける生態系）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから選定します。
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				●			○				事業実施区域及びその周辺には、自然環境の保全に係る法令等により指定された地域に景観資源が存在するため、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）に係る景観資源への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。 事業実施区域及びその周辺には、主要な眺望点及び景観資源が存在するため、土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）に係る主要な眺望景観への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから選定します。
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場				●			○		●		事業実施区域及びその周辺には、自然環境の保全に係る法令等により指定された地域に主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在するため、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。 事業実施区域及びその周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在するため、土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在及び自動車の走行）に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況						■			■				事業実施区域には、文化財保護条例等に基づく文化財等が存在するため、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）及び土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）に係る地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況（文化財等）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物			○								工事の実施に伴い発生する建設副産物を事業実施区域外へ搬出することを想定しているため、工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去）に係る廃棄物等の影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
	温室効果ガス等		温室効果ガス等	■										工事の実施に伴い温室効果ガス等が発生するため、工事の実施（建設機械の稼働等、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に係る温室効果ガス等の影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。

注1）表中の“○”印は国土交通省令に示されている参考項目、“●”印は国土交通省令に示されている参考項目以外の技術手法に掲載されている項目、“大枠”印は計画段階環境配慮書で選定された計画段階環境配慮事項に準ずる項目を示す。
注2）表中の“■”印は“○”及び“●”に該当する項目以外の愛知県環境影響評価指針に示されている項目を示す。
注3）この表において各用語の定義は、以下に示すとおりである。
切土工等：切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
工事施工ヤード：工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。
粉じん等：粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
注目すべき生息地：学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であること、その他の理由により注目すべき生息地をいう。
主要な眺望点：不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
主要な眺望景観：主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場：不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

表 8-3(1)環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	工事の実施（建設機械の稼働）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施による建設機械の稼働に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質の影響が考えられます。	**1. 保全対象の立地状況** 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育所が16箇所、認定こども園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。 **2. 大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）の状況** 事業実施区域及びその周囲の大気汚染常時監視測定局は、一般局が6局、自排局が5局存在します。 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、11局とも過去5年間において環境基準を達成しています。 **3. 気象の状況** 事業実施区域及びその周囲において、愛西地域気象観測所、桑名地域気象観測所及び蟹江地域雨量観測所が存在します。 愛西地域気象観測所及び桑名地域気象観測所では、気温、降水量、日照時間、風向・風速等を、蟹江地域雨量観測所では降水量を測定しています。 **4. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況** 事業実施区域及びその周囲において、愛知県一宮市・津島市・稲沢市（旧祖父江町を除く）・愛西市（旧立田村、旧八開村を除く）・弥富市・あま市・蟹江町・飛島村、三重県桑名市（旧多度町を除く）・木曽岬町が「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」で定める対策地域に指定されています。	**1. 調査すべき情報** 1) 大気質の状況（二酸化窒素、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の濃度） 2) 気象の状況（風向、風速、日射量及び放射収支量又は雲量） **2. 調査の基本的な手法** 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 大気質の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局の測定結果を収集・整理することにより行います。 現地調査は、下記に示す測定方法により行います。 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）に規定される測定方法 ・「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）に規定される測定方法 2) 気象の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局及び気象官署等の観測結果を収集・整理することにより行います。 現地調査は、気象の状況については、下記に示す指針に準拠して行います。 ・「地上気象観測指針」（2002年 気象庁）等による観測方法 **3. 調査地域** 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **4. 調査地点** 予測地点との対応を考慮し、調査地域の中で二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度の変化があると考えられる箇所ごとに設定します。また調査地域を代表する気象の状況が得られる箇所に設定します。 注）図8-1に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 **5. 調査期間等** 既存資料調査の調査期間等は、異常年検定等に必要な期間とし、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、春夏秋冬ごとのそれぞれ1週間の連続測定を基本とします。	**1. 予測の基本的な手法** 「技術手法」（国総研資料第714号2.5）に記載のプルーム式及びパフ式を用いて、年平均値を予測します。 **2. 予測地域** 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **3. 予測地点** 建設機械が稼働する区域の予測断面における工事施工ヤードの敷地境界線に設定します。 予測高さは、原則として地上1.5mとします。 **4. 予測対象時期等** 工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 **2. 基準又は目標との整合性の検討** 二酸化窒素については「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）、浮遊粒子状物質については「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）との整合が図られているかどうかを評価します。	技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3(2)環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施による資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質の影響が考えられます。	1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育所が16箇所、認定こども園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。 2. 大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）の状況 事業実施区域及びその周囲の大気汚染常時監視測定局は、一般局が6局、自排局が5局存在します。 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、11局とも過去5年間において環境基準を達成しています。 3. 気象の状況 事業実施区域及びその周囲において、愛西地域気象観測所、桑名地域気象観測所及び蟹江地域雨量観測所が存在します。 愛西地域気象観測所及び桑名地域気象観測所では、気温、降水量、日照時間、風向・風速等を、蟹江地域雨量観測所では降水量を測定しています。 4. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況 事業実施区域及びその周囲において、愛知県一宮市・津島市・稲沢市（旧祖父江町を除く）・愛西市（旧立田村、旧八開村を除く）・弥富市・あま市・蟹江町・飛島村、三重県桑名市（旧多度町を除く）・木曽岬町が「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」で定める対策地域に指定されています。	1. 調査すべき情報 1）大気質の状況（二酸化窒素、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の濃度） 2）気象の状況（風向、風速） 3）道路の状況（交通量、走行速度） 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 1）大気質の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局の測定結果を収集・整理することにより行います。 現地調査は、下記に示す測定方法により行います。 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）に規定される測定方法 ・「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）に規定される測定方法 2）気象の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局及び気象官署等の観測結果を収集・整理することにより行います。 現地調査は、下記に示す指針に準拠して行います。 ・「地上気象観測指針」（2002年 気象庁）による観測方法 3）道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。 3. 調査地域 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域の中で二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度の変化があると考えられる箇所ごとに設定します。また調査地域を代表する気象の状況が得られる箇所に設定します。 道路の状況については、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行を予定している道路において交通状況の変化があると考えられる箇所ごとに、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行を予定している道路を代表する交通の状況が得られる箇所とします。 注）図8-1に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 5. 調査期間等 既存資料調査の調査期間等は、異常年検定等に必要な期間とし、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、大気質及び気象の状況については、春夏秋冬ごとのそれぞれ1週間の連続測定を基本とします。道路の状況については、交通の状況が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。	1. 予測の基本的な手法 「技術手法」（国総研資料第714号 2.6）に記載のプルーム式及びパフ式を用いて、年平均値を予測します。 2. 予測地域 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 3. 予測地点 工事用道路の接続が予想される既存道路など工事用車両が既存交通に合流する地点の近傍で、当該既存道路の沿道の状況を勘案し、既存道路の代表的な断面における敷地境界線に設定します。 予測高さは、原則として地上1.5mとします。 4. 予測対象時期等 工事用車両の平均日交通量が最大になると予想される時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 二酸化窒素については「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）、浮遊粒子状物質については「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）との整合が図られているかどうかを評価します。	技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3(3)　環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	土地又は工作物の存在及び供用(自動車の走行)	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 対象道路を走行する自動車からの排出ガスによる二酸化窒素、浮遊粒子状物質の影響が考えられます。	**1. 保全対象の立地状況** 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が 13 箇所、中学校が 8 箇所、高等学校が 4 箇所、特別支援学校が 1 箇所、各種学校が 2 箇所、幼稚園が 2 箇所、保育所が 16 箇所、認定こども園が 3 箇所、病院が 2 箇所、福祉施設が 46 箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。 **2. 大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)の状況** 事業実施区域及びその周囲の大気汚染常時監視測定局は、一般局が 6 局、自排局が 5 局存在します。 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、11 局とも過去 5 年間において環境基準を達成しています。 **3. 気象の状況** 事業実施区域及びその周囲において、愛西地域気象観測所、桑名地域気象観測所及び蟹江地域雨量観測所が存在します。 愛西地域気象観測所及び桑名地域気象観測所では、気温、降水量、日照時間、風向・風速等を、蟹江地域雨量観測所では降水量を測定しています。 **4. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況** 事業実施区域及びその周囲において、愛知県一宮市・津島市・稲沢市(旧祖父江町を除く)・愛西市(旧立田村、旧八開村を除く)・弥富市・あま市・蟹江町・飛島村、三重県桑名市(旧多度町を除く)・木曽岬町が「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」で定める対策地域に指定されています。	**1. 調査すべき情報** 1) 大気質の状況(二酸化窒素、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の濃度) 2) 気象の状況(風向、風速) 3) 道路の状況(交通量、走行速度) **2. 調査の基本的な手法** 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 大気質の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局の測定結果等を収集・整理することにより行います。 現地調査は、下記に示す測定方法により行います。 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号)に規定される測定方法 ・「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号)に規定される測定方法 2) 気象の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局及び気象官署の観測結果を収集・整理することにより行います。 現地調査は、気象の状況については、下記に示す指針に準拠して行います。 ・「地上気象観測指針」(2002 年 気象庁)による観測方法 3) 道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。 **3. 調査地域** 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **4. 調査地点** 予測地点との対応を考慮し、調査地域の中で二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度の変化があると考えられる箇所ごとに設定します。また調査地域を代表する気象の状況、道路の状況が得られる箇所に設定します。 注) 図 8-1 に示す事業実施区域及びその周辺(調査地域の目安)のうち、上記を満たす地点を予定します。 **5. 調査期間等** 既存資料調査の調査期間等は、異常年検定等に必要な期間とし、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、大気質及び気象の状況については、春夏秋冬ごとのそれぞれ 1 週間の連続測定を基本とします。道路の状況については、交通の状況が 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。	**1. 予測の基本的な手法** 「技術手法」(国総研資料第 714 号 2.1)に記載のプルーム式及びパフ式を用いて、年平均値を予測します。 **2. 予測地域** 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **3. 予測地点** 予測地域において、道路構造、交通条件が変化するごとに区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して設定します。 予測高さは、原則として地上 1.5m とします。なお、高架構造である対象道路の近傍に中高層住居等が存在する場合は、必要に応じて対象道路の高さと同等の高さを設定します。 **4. 予測対象時期等** 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 **2. 基準又は目標との整合性の検討** 二酸化窒素については「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号)、浮遊粒子状物質については「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号)との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3 (4) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気質	粉じん等	工事の実施（建設機械の稼働）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施による建設機械の稼働に伴う粉じん等の影響が考えられます。	1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育所が16箇所、認定こども園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。 2. 気象の状況 事業実施区域及びその周囲において、愛西地域気象観測所、桑名地域気象観測所及び蟹江地域雨量観測所が存在します。 愛西地域気象観測所及び桑名地域気象観測所では、気温、降水量、日照時間、風向・風速等を、蟹江地域雨量観測所では降水量を測定しています。	1. 調査すべき情報 1) 気象の状況（風向、風速） 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局及び気象官署等の観測結果を収集・整理することにより行います。 現地調査は、下記に示す指針に準拠して行います。 ・「地上気象観測指針」（2002年 気象庁）による観測方法 3. 調査地域 粉じん等の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する気象の状況が得られる箇所に設定します。 注）図8-1に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 5. 調査期間等 既存資料調査の調査期間等は、異常年検定等に必要な期間とし、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、春夏秋冬ごとのそれぞれ1週間の連続測定を基本とします。	1. 予測の基本的な手法 「技術手法」（国総研資料第714号 2.3）に記載の事例の引用又は解析により得られた経験式を用いて、季節別降下ばいじん量を予測します。 2. 予測地域 粉じん等の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 3. 予測地点 建設機械が稼働する区域の予測断面における工事施工ヤードの敷地境界線に設定します。 予測高さは、原則として地上1.5mとします。 4. 予測対象時期等 工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働に係る粉じん等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 また、参考となる指標として、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行について」（平成2年7月3日、環大自第84号）に示されるスパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした20t/km/月から、降下ばいじん量の比較的高い地域の値である10t/km/月を差し引いた値（10t/km/月）との整合が図られているかどうかを検討します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。
		工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施による資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う粉じん等の影響が考えられます。		1. 調査すべき情報 1) 気象の状況（風向、風速） 2) 道路の状況（交通量、走行速度） 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 気象の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局及び気象官署等の観測結果を収集・整理することにより行います。 現地調査は、下記に示す指針に準拠して行います。 ・「地上気象観測指針」（2002年 気象庁）による観測方法 2) 道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。 3. 調査地域 粉じん等の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する気象の状況、道路の状況が得られる箇所に設定します。 注）図8-1に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 5. 調査期間等 既存資料調査の調査期間等は、異常年検定等に必要な期間とし、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、大気質及び気象の状況については、春夏秋冬ごとのそれぞれ1週間の連続測定を基本とします。道路の状況については、交通の状況が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。	1. 予測の基本的な手法 「技術手法」（国総研資料第714号 2.4）に記載の事例の引用又は解析により得られた経験式を用いて、季節別降下ばいじん量を予測します。 2. 予測地域 粉じん等の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 3. 予測地点 工事用道路の接続が予想される既存道路など工事用車両が既存交通に合流する地点の近傍で、当該既存道路の沿道の状況を勘案し、既存道路の代表的な断面における敷地境界線に設定します。 予測高さは、原則として地上1.5mとします。 4. 予測対象時期等 工事用車両の平均日交通量が最大になると予想される時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 また、参考となる指標として、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行について」（平成2年7月3日、環大自第84号）に示されるスパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした20t/km/月から、降下ばいじん量の比較的高い地域の値である10t/km/月を差し引いた値（10t/km/月）との整合が図られているかどうかを検討します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3 (5)　環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
騒音	騒音	工事の実施（建設機械の稼働）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施による建設機械の稼働に伴う騒音の影響が考えられます。	1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が 13 箇所、中学校が 8 箇所、高等学校が 4 箇所、特別支援学校が 1 箇所、各種学校が 2 箇所、幼稚園が 2 箇所、保育所が 16 箇所、認定こども園が 3 箇所、病院が 2 箇所、福祉施設が 46 箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。 2. 騒音の状況 事業実施区域及びその周囲において、令和 6 年度に桑名市及び木曽岬町の 5 地点で一般環境騒音の測定が行われています。測定結果はすべての地点・時間区分で環境基準を達成しています。 3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況 事業実施区域及びその周囲において、騒音に係る環境基準の類型指定区域が指定されています。また、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する地域指定及び時間区分が指定されています。	1. 調査すべき情報 1) 騒音の状況 2) 地表面の状況（草地、裸地、芝地、舗装地の区分） 2. 調査の基本的な手法 現地調査により行います。 1) 騒音の状況 現地調査は、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第一号）に規定する方法により行います。 2) 地表面の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。 3. 調査地域 騒音の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、地表面の状況が得られる箇所とします。 注）図 8-1 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 5. 調査期間等 1) 騒音の状況 騒音が 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日の建設機械の稼働による環境影響の予測に必要な時間帯とします。 2) 地表面の状況 地表面の状況を適切に把握できる時期とします。	1. 予測の基本的な手法 「技術手法」（国総研資料第 714 号 4.2）に記載の音の伝搬理論に基づく予測式（日本音響学会の予測モデル：ASJ CN-Model）を用いて、騒音レベルの 90%レンジの上端値（L_{A5}）等を予測します。 2. 予測地域 騒音の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 3. 予測地点 建設機械が稼動する区域の予測断面における特定建設作業に伴い発生する騒音の規制に関する基準位置の敷地境界線を予測地点として設定します。 予測高さは、原則として地上 1.2m とします。なお、高架構造区間の近傍に中高層住居等が存在する場合は、必要に応じて高架構造物等と同等の高さについても予測高さを設定します。 4. 予測対象時期等 工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第一号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日 愛知県条例第 7 号）との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3 (6) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
騒音	騒音	工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施による資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う騒音の影響が考えられます。	**1. 保全対象の立地状況** 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育所が16箇所、認定こども園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。 **2. 騒音の状況** 事業実施区域及びその周囲において、一宮市及び蟹江町で令和6年度に7地点で、桑名市で令和5年度に1地点で、飛島村で令和4年度に1地点で道路交通騒音の測定が行われています。測定結果は、9地点のうち7地点において要請限度以下となっています。 **3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況** 事業実施区域及びその周囲において、騒音に係る環境基準の類型指定区域が指定されています。また、自動車騒音の指定区域及び時間区分が指定されています。	**1. 調査すべき情報** 1) 騒音の状況（等価騒音レベル） 2) 道路の状況（交通量、走行速度、舗装の種類等） 3) 沿道の状況（地表面の種類） **2. 調査の基本的な手法** 現地調査により行います。 1) 騒音の状況 現地調査は、「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号）に規定される測定方法により行います。 2) 道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。 3) 沿道の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。 **3. 調査地域** 工事用道路の接続が予想される既存道路の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **4. 調査地点** 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、道路の状況、地表面の状況が得られる箇所とします。 注）図8-1に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 **5. 調査期間等** 1) 騒音の状況 騒音が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯とします。 2) 道路の状況 交通量及び走行速度、舗装の種類等については、交通の状況が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 3) 沿道の状況 沿道の状況を適切に把握できる時期とします。	**1. 予測の基本的な手法** 「技術手法」（国総研資料第714号 4.3）に記載の音の伝搬理論に基づく予測式（既存道路の現況の等価騒音レベルに、工事用車両の影響を加味した式）を用いて、等価騒音レベル（L_{Aeq}）を予測します。 **2. 予測地域** 工事用道路の接続が予想される既存道路の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **3. 予測地点** 工事用道路の接続が予想される既存道路など工事用車両が既存交通に合流する地点の近傍で、当該既存道路の沿道の状況を勘案し、既存道路の代表的な断面における敷地境界線に設定します。 予測高さは、原則として地上1.2mとします。 **4. 予測対象時期等** 工事用車両の台数が最大になると予想される時期とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 **2. 基準又は目標との整合性の検討** 「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号）との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3 (7) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
騒音	騒音	土地又は工作物の存在及び供用(自動車の走行)	対象道路は、4車線、設計速度100km/時で計画されており、基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 対象道路を走行する自動車の騒音の影響が考えられます。	1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育所が16箇所、認定こども園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。 2. 騒音の状況 事業実施区域及びその周囲において、一宮市及び蟹江町で令和6年度に7地点で、桑名市で令和5年度に1地点で、飛島村で令和4年度に1地点で道路交通騒音の測定が行われています。測定結果は、9地点のうち7地点において要請限度以下となっています。 3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況 事業実施区域及びその周囲において、騒音に係る環境基準の類型指定区域が指定されています。また、自動車騒音の指定区域及び時間区分が指定されています。	1. 調査すべき情報 1) 騒音の状況(等価騒音レベル) 2) 道路の状況(交通量、走行速度、舗装の種類等) 3) 沿道の状況(住居等の平均階数及び地表面の種類) 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 騒音の状況 現地調査は、「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)に規定される測定方法により行います。 2) 道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。 3) 沿道の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。 3. 調査地域 騒音の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、道路の状況、地表面の状況が得られる箇所とします。 注) 図8-1に示す事業実施区域及びその周辺(調査地域の目安)のうち、上記を満たす地点を予定します。 5. 調査期間等 1) 騒音の状況 騒音が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日の昼間及び夜間の基準時間帯とします。 2) 道路の状況 交通量及び走行速度、舗装の種類等については、交通の状況が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 3) 沿道の状況 沿道の状況を適切に把握できる時期とします。	1. 予測の基本的な手法 「技術手法」(国総研資料第1322号 4.1)に記載の音の伝搬理論に基づく予測式(日本音響学会の道路交通騒音の予測モデル:ASJ RTN-Model)を用いて、等価騒音レベル(L_{Aeq})を予測します。 2. 予測地域 騒音の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 3. 予測地点 原則として予測地域の代表断面において、幹線道路近接空間及び背後地※の各々に設定します。 代表断面は、予測地域において、道路構造、交通条件が変化するごとに区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して設定します。 予測高さは、幹線道路近接空間及び背後地における住居等の住居等の各階の平均的な高さを設定します。 ※幹線道路近接空間及び背後地:「騒音に係る環境基準」に規定された幹線交通を担う道路に近接する空間とその背後地 4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 自動車の走行に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3 (8) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
振動	振動	工事の実施（建設機械の稼働）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施による建設機械の稼働に伴う振動の影響が考えられます。	**1. 保全対象の立地状況** 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が 13 箇所、中学校が 8 箇所、高等学校が 4 箇所、特別支援学校が 1 箇所、各種学校が 2 箇所、幼稚園が 2 箇所、保育所が 16 箇所、認定こども園が 3 箇所、病院が 2 箇所、福祉施設が 46 箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。 **2. 振動の状況** 事業実施区域及びその周囲において、一般環境振動に関する公表資料はありません。 **3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況** 事業実施区域及びその周囲において、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する地域指定及び時間区分が指定されています。 **4. 地質の状況** 事業実施区域及びその周囲は、主に砂・泥を主とする層で形成されています。	**1. 調査すべき情報** 1) 振動の状況（振動レベル） 2) 地盤の状況（地盤種別） **2. 調査の基本的な手法** 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 振動の状況 現地調査は、「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号）に規定される測定方法により行います。 2) 地盤の状況 既存資料調査は、土地分類図（表層地質図）等の公表資料を収集・整理することにより行います。 現地調査は、現地踏査による目視で表層地質及び周辺地形の状況について把握します。 **3. 調査地域** 振動の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **4. 調査地点** 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する振動の状況、地盤の状況が得られる箇所に設定します。 注）図 8-1 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 **5. 調査期間等** 1) 振動の状況 振動が 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。なお、昼間及び夜間の区分毎に 1 時間当り 1 回の測定を 4 回以上行います。 2) 地盤の状況 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査時期等は、地盤の状況を適切に把握できる時期とします。	**1. 予測の基本的な手法** 「技術手法」（国総研資料第 714 号 6.2）に記載の事例の引用又は解析により得られた振動の伝搬理論に基づく予測式を用いて、振動レベルの 80%レンジの上端値（L_{10}）等を予測します。 **2. 予測地域** 振動の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **3. 予測地点** 建設機械が稼動する区域の予測断面における特定建設作業に伴い発生する振動の規制に関する基準位置の敷地境界線を予測地点として設定します。 **4. 予測対象時期等** 工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 建設機械の稼働に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 **2. 基準又は目標との整合性の検討** 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日 愛知県条例第 7 号）に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3 (9) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
振動	振動	工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施による資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う振動の影響が考えられます。	1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育所が16箇所、認定こども園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。 2. 振動の状況 事業実施区域及びその周囲において、一宮市及び蟹江町で令和6年度に7地点で、木曽岬町で令和5年度に2地点で道路交通振動の測定が行われています。測定結果は、すべての地点において要請限度以下となっています。 3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況 事業実施区域及びその周囲において、道路交通振動の限度、区域区分、時間区分が指定されています。 4. 地質の状況 事業実施区域及びその周囲は、主に砂・泥を主とする層で形成されています。	1. 調査すべき情報 1) 振動の状況（振動レベル） 2) 道路の状況（交通量、走行速度） 3) 地盤の状況（地盤種別） 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 振動の状況 現地調査は、「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）第二備考4及び7に規定する測定方法により行います。 2) 道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。 3) 地盤の状況 既存資料調査は、土地分類図（表層地質図）等の公表資料を収集・整理することにより行います。 現地調査は、現地踏査による目視で表層地質及び周辺地形の状況について把握します。 3. 調査地域 工事用道路の接続が予想される既存道路の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する振動の状況、道路の状況、地盤の状況が得られる箇所に設定します。 注）図8-1に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 5. 調査期間等 1) 振動の状況 振動が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。なお、昼間及び夜間の区分毎に1時間当り1回の測定を4回以上行います。 2) 道路の状況 交通の状況が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 3) 地盤の状況 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査時期等は、地盤の状況を適切に把握できる時期とします。	1. 予測の基本的な手法 「技術手法」（国総研資料第714号 6.3）に記載の振動レベルの80%レンジの上端値を予測するための式を用いて、振動レベルの80%レンジの上端値（L_{10}）を予測します。 2. 予測地域 工事用道路の接続が予想される既存道路の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 3. 予測地点 工事用道路の接続が予想される既存道路の接続箇所近傍に設定した予測断面における敷地の境界線を予測地点として設定します。 4. 予測対象時期等 工事用車両の台数が最大になると予想される時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）に基づく道路交通振動の限度との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3 (10) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
振動	振動	土地又は工作物の存在及び供用(自動車の走行)	対象道路は、4車線、設計速度100km/時で計画されており、基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 対象道路を走行する自動車の振動の影響が考えられます。	**1. 保全対象の立地状況** 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育所が16箇所、認定こども園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。 **2. 振動の状況** 事業実施区域及びその周囲において、一宮市及び蟹江町で令和6年度に7地点で、木曽岬町で令和5年度に2地点で道路交通振動の測定が行われています。測定結果は、すべての地点において要請限度以下となっています。 **3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況** 事業実施区域及びその周囲において、道路交通振動の限度、区域区分、時間区分が指定されています。 **4. 地質の状況** 事業実施区域及びその周囲は、主に砂・泥を主とする層で形成されています。	**1. 調査すべき情報** 1) 振動の状況(振動レベル) 2) 道路の状況(交通量、走行速度) 3) 地盤の状況(地盤種別、地盤卓越振動数) **2. 調査の基本的な手法** 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 振動の状況 現地調査は、「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号) 第二備考4及び7に規定する測定方法により行います。 2) 道路の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。 3) 地盤の状況 既存資料調査は、土地分類図(表層地質図)等の公表資料を収集・整理することにより行います。 現地調査は、現地踏査による目視で表層地質及び周辺地形の状況について把握します。大型車単独走行時の地盤振動を周波数分析することにより地盤卓越振動数を求めます。 **3. 調査地域** 振動の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **4. 調査地点** 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する振動の状況、道路の状況、地盤の状況が得られる箇所に設定します。 注) 図8-1に示す事業実施区域及びその周辺(調査地域の目安)のうち、上記を満たす地点を予定します。 **5. 調査期間等** 1) 振動の状況 振動が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。なお、昼間及び夜間の区分毎に1時間当り1回の測定を4回以上行います。 2) 道路の状況 交通の状況が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 3) 地盤の状況 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査時期等は、地盤の状況を適切に把握できる時期とします。地盤卓越振動数については、原則として10回以上の測定を行います。	**1. 予測の基本的な手法** 「技術手法」(国総研資料第714号 6.1) に記載の振動レベルの80%レンジの上端値を予測するための式を用いて、振動レベルの80%レンジの上端値(L_{10})を予測します。 **2. 予測地域** 振動の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **3. 予測地点** 予測地域において、道路構造、交通条件が変化するごとに区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して代表断面を設定し、当該代表断面における対象道路の区域の境界を予測地点として設定します。 **4. 予測対象時期等** 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 自動車の走行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 **2. 基準又は目標との整合性の検討** 「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号) に基づく道路交通振動の限度との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3 (11) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
低周波音	低周波音	土地又は工作物の存在及び供用(自動車の走行)	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 対象道路を走行する自動車の低周波音の影響が考えられます。	1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育所が16箇所、認定こども園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。 2. 低周波音の状況 事業実施区域及びその周囲においては、低周波音に関する公表資料はありません。	1. 調査すべき情報 1) 低周波音の状況 2) 住居等の位置 2. 調査の基本的な手法 現地調査により行います。 1) 低周波音の状況 現地調査は、「低周波音の測定に関するマニュアル」等を参考に行います。 2) 住居等の位置 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。 3. 調査地域 道路構造が橋若しくは高架であり、低周波音の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域における低周波音の状況、住居等の位置を把握できる箇所に設定します。 注) 図 8-1 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 （対象道路の道路構造の詳細が未確定であるため、橋若しくは高架の具体的な位置は示していません。） 5. 調査期間等 1) 低周波音の状況 低周波音が 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 2) 住居等の位置 住居等の位置を適切に把握できる時期とします。	1. 予測の基本的な手法 「技術手法」（国総研資料第 714 号 5. 1）に記載の既存調査結果より導かれた予測式を用いて低周波音圧レベルを予測します。 2. 予測地域 道路構造が橋若しくは高架であり、低周波音の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 3. 予測地点 予測地域において、橋若しくは高架の上部工形式又は交通条件が変化するごとに区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して代表断面を設定します。 予測高さは、当該代表断面における住居等の位置の地上 1.2m を原則とします。 4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 自動車の走行に係る低周波音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 また、参考となる指標として、「環境省による一般環境中の低周波音の測定結果」（一般環境中に存在する低周波音圧レベル：1～80Hz の 50%時間率音圧レベル L_{50} で 90dB）及び「ISO 7196 に規定された G 特性低周波音圧レベル」（1～20Hz の G 特性 5%時間率音圧レベル L_{G5} で 100dB）との整合が図られているかどうかを検討します。	技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3 (12) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
水質	水の濁り	工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置により、水の濁りへの影響が考えられます。	1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲において、木曽川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。また、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川用水の用水路や排水路が広く整備されています。 事業実施区域においては、主な河川として日光川、光堂川、三宅川、目比川、善太川、鍋田川、筏川が流下しています。 2. 水質の状況 事業実施区域及びその周囲において、令和5年度に5地点、令和6年度に57地点の河川で水質調査（浮遊物質量）が行われています。このうち、類型指定されている15地点において、環境基準に適合しています。 3. 利水の状況 事業実施区域及びその周囲において、善太川及び鍋田川等に漁業権が設定されています。 調査区域における農業用水の多くは宮田用水及び木曽川用水から、工業用水は公共水道（工業用水道）から供給を受けています。	1. 調査すべき情報 1) 水質の状況（浮遊物質量の濃度、濁度） 2) 水象の状況（河川の流量、流向及び流速） 2. 調査の基本的な手法 現地調査により行います。 1) 水質の状況 現地調査は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）等に規定される測定方法に準拠して行います。 2) 水象の状況 現地調査は、「水質調査方法」（昭和46年9月30日 各都道府県知事・政令市長あて環境庁水質保全局長通達）等に規定される測定方法に準拠して行います。 3. 調査地域 事業実施区域における公共用水域において、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置を予定している水域とします。 4. 調査地点 調査地域において水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる地点とします。 注）図8-2に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 5. 調査期間等 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度（月1回、1年以上）とします。	1. 予測の基本的な手法 類似事例を用いて推定する方法、若しくは計算による方法により、切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に伴い発生する水の濁りの程度を予測します。 2. 予測地域 事業実施区域における公共用水域において、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置を予定している水域とします。 3. 予測地点 切土工等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に係る水の濁りの影響を受ける水域の範囲とします。 4. 予測対象時期等 切土工等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に係る水の濁りの環境影響が最大となる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 切土工等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に係る水の濁りに関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。
水質	水の濁り 水の汚れ	土地又は工作物の存在及び供用（休憩所の供用）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、休憩所の設置を検討しています。 休憩所の供用により、水の濁り及び水の汚れへの影響が考えられます。	1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲において、木曽川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。また、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川用水の用水路や排水路が広く整備されています。 事業実施区域においては、主な河川として日光川、光堂川、三宅川、目比川、善太川、鍋田川、筏川が流下しています。 2. 水質の状況 事業実施区域及びその周囲において、令和5年度に5地点、令和6年度に57地点の河川で水質調査（浮遊物質量及び生物化学的酸素要求量）が行われています。浮遊物質量については、このうち、類型指定されている15地点において、環境基準に適合しています。生物化学的酸素要求量については、類型指定され、年間75%水質値が公表されている13地点において、環境基準に適合しています。 3. 利水の状況 事業実施区域及びその周囲において、善太川及び鍋田川等に漁業権が設定されています。 調査区域における農業用水の多くは宮田用水及び木曽川用水から、工業用水は公共水道（工業用水道）から供給を受けています。 4. 下水道の整備の状況 事業実施区域及びその周囲において、愛知県に3箇所、三重県に2箇所の公共下水道処理場が存在しています。	1. 調査すべき情報 1) 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準 2) 排出先の公共用水域の水質及び水象の状況 3) 休憩所の供用に係る浮遊物質量及び生物化学的酸素要求量の排水基準の規制内容 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 なお、現地調査は、排出先の公共用水域の水質及び水象の状況について、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「水質調査方法」等に規定される測定方法に準拠して行います。 3. 調査地域 汚水を排出する公共用水域とします。 4. 調査地点 汚水を排出する地点、又は下流域において水質及び水象の状況を適切に把握できる地点とします。 注）図8-2に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 5. 調査期間等 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度（月1回、1年以上）とします。	1. 予測の基本的な手法 休憩所に設置される施設別汚水量及び施設別汚水水質の原単位を用いて、原単位法による計算により、休憩所から公共用水域へ排出される浮遊物質量、生物化学的酸素要求量を予測します。 2. 予測地域 汚水を排出する公共用水域とします。 3. 予測地点 汚水を排出する地点とします。 4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 休憩所の供用に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）による上乗せ排水基準との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3 (13) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
水質	水の富栄養化	土地又は工作物の存在及び供用(休憩所の供用)	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、休憩所の設置を検討しています。 休憩所の供用により、水の富栄養化への影響が考えられます。	1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲において、木曽川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。また、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川用水の用水路や排水路が広く整備されています。 事業実施区域においては、主な河川として日光川、光堂川、三宅川、目比川、善太川、鍋田川、筏川が流下しています。 2. 水質の状況 事業実施区域及びその周囲において、令和5年度に2地点の海域で水質調査(全窒素及び全燐)が行われ、1地点の全燐を除き、環境基準に適合しています。なお、事業実施区域及びその周囲の河川48地点においても、水質調査(全窒素及び全燐)が行われています。 3. 利水の状況 事業実施区域及びその周囲において、善太川及び鍋田川等に漁業権が設定されています。 調査区域における農業用水の多くは宮田用水及び木曽川用水から、工業用水は公共水道(工業用水道)から供給を受けています。 4. 下水道の整備の状況 事業実施区域及びその周囲において、愛知県に3箇所、三重県に2箇所の公共下水道処理場が存在しています。	1. 調査すべき情報 1) 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の全窒素又は全燐の環境基準 2) 排出先の公共用水域の水質及び水象の状況 3) 休憩所の供用に係る窒素含有量及び燐含有量の排水基準の規制内容 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 なお、現地調査は、排出先の公共用水域の水質及び水象の状況について、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「水質調査方法」等に規定される測定方法に準拠して行います。 3. 調査地域 汚水を排出する公共用水域とします。 4. 調査地点 汚水を排出する地点、又は下流域において水質及び水象の状況を適切に把握できる地点とします。 注) 図8-2に示す事業実施区域及びその周辺(調査地域の目安)のうち、上記を満たす地点を予定します。 5. 調査期間等 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度(月1回、1年以上)とします。	1. 予測の基本的な手法 休憩所に設置される施設別汚水量及び施設別汚水水質の原単位を用いて、原単位法による計算により、休憩所から公共用水域へ排出される窒素含有量、燐含有量を予測します。 2. 予測地域 汚水を排出する公共用水域とします。 3. 予測地点 汚水を排出する地点とします。 4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 休憩所の供用に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)による総量規制基準との整合が図られているかどうかを評価します。	技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。
土壌	土壌	工事の実施(汚染土壌等の掘削等)	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。	1. 土壌の状況 事業実施区域及びその周囲の愛知県域北側においては、主に灰色低地土壌、グライ土壌、細粒低地土壌が分布し、褐色低地土壌や粗粒グライ土壌等が点在しています。愛知県域南側においては、グライ土壌、細粒グライ土壌及び粗粒グライ土壌が広く分布しています。 事業実施区域及びその周囲の三重県域においては、粗粒グライ土壌、グライ土壌等の様々な種類の土壌がモザイク状に分布しています。 2. 土壌汚染の状況 事業実施区域及びその周囲において、令和5年度に一宮市の1地点で土壌中ダイオキシン類濃度の調査が行われており、環境基準を達成しています。 また、事業実施区域に土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域が愛西市に1件存在しています。 3. 地下水汚染の状況 事業実施区域及びその周囲において、令和6年度に愛知県の20地点で、令和5年度に三重県の2地点で地下水質調査が行われており、6地点の砒素、7地点のふっ素で環境基準を達成していません。また、令和5年度にダイオキシン類(地下水)調査が行われており、環境基準を達成しています。	1. 調査すべき情報 1) 土壌汚染の現状 (有害物質の種類、含有量、溶出量) 2) 地下水汚染の現状 (有害物質の種類、濃度、地下水位等) 2. 調査の基本的な手法 既存資料を整理する方法により行います。 土壌汚染の現状及び地下水汚染の現状に関する情報が、文献資料では不足すると判断される場合には、現地調査を行います。 3. 調査地域 事業実施区域において、土壌汚染・地下水汚染が存在するおそれがある土地の形質変更や地下水の改変などを行う地域とします。 4. 調査地点 現地調査地点は、事業の計画の内容、地域の概況等を考慮して土壌汚染・地下水汚染の現況を適切に把握できる地点とします。 5. 調査期間等 調査期間・頻度は、土壌汚染・地下水汚染の状況を適切に把握できる期間・頻度とします。	1. 予測の基本的な手法 対象道路事業による土地の形質変更や地下水の改変などにより、土壌汚染・地下水汚染の問題が生じる行為・要因を明らかにすることにより定性的に予測します。 2. 予測地域 事業実施区域及びその周辺において、対象道路事業の実施による土壌汚染・地下水汚染により、環境影響を及ぼすと考えられる地域とします。 3. 予測地点 土地の形質変更や地下水の改変などによる環境影響を適切に把握しうる地点とします。 4. 予測対象時期等 土地の形質変更や地下水の改変を行う時期等とします。	1. 回避又は低減に係る評価 汚染土壌等の掘削等に係る土壌に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日 環境庁告示第46号)、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日 環境庁告示第10号)、「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月17日 環境庁告示第68号)との整合が図られているかどうかを評価します。	技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。

表 8-3 (14) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
その他の環境要素	日照阻害	土地又は工作物の存在及び供用（道路(嵩上式)の存在）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 道路（嵩上式：高架構造）の存在により、日照阻害の影響が考えられます。	1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲において、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育所が16箇所、認定こども園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。 2. 地形の状況 事業実施区域及びその周囲は、木曽三川により形成された沖積平野である濃尾平野に含まれており、周辺には三角州性低地や自然堤防・砂州・砂丘が広範囲に広がっているほか、伊勢湾方向に干拓地が存在しています。	1. 調査すべき情報 1) 土地利用の状況（住居等の立地状況、周辺地域に著しい日陰の影響を及ぼす中高層建築物の位置） 2) 地形の状況（住居等の立地する土地の高さや傾斜、著しい日影の影響を及ぼす地形の位置） 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。 3. 調査地域 道路構造が高架構造の周辺地域において、日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域（冬至日の午前8時から午後4時までの間に日影が生じる範囲を含む地域）とします。 注）図8-1に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地域を予定します。 （対象道路の道路構造の詳細が未確定であるため、橋若しくは高架の具体的な位置は示していません。） 4. 調査期間等 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握できる時期とします。	1. 予測の基本的な手法 太陽高度・方位及び高架構造物の方位・高さ等から、1時間ごとの等時間の日影線の範囲を計算して求め、等時間日影図を作成することにより予測します。 2. 予測地域 調査地域のうち、住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 3. 予測地点 予測地域のうち、高架構造物等の沿道状況、高架構造物等と周辺地盤との高低差の程度を勘案し、日影状況の変化の程度を的確に把握できる地点に設定します。 予測高さは、住居等の保全対象で最も日影の影響が大きくなる居住階の高さとします。 4. 予測対象時期等 原則として、高架構造物等の設置が完了する時期の冬至日とします。	1. 回避又は低減に係る評価 道路（嵩上式：橋若しくは高架）の存在に係る日照阻害に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 また、参考となる指標として、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等にかかる費用負担について（昭和51年2月23日建設省計用発第4号）」において示されている日陰時間との整合が図られているかどうかを検討します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。

表 8-3 (15) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目 環境要素の区分	項目 影響要因の区分	当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法 調査の手法	手法 予測の手法	手法 評価の手法	手法の選定理由
動物	重要な種及び注目すべき生息地	工事の実施（工事施工ヤード、工事用道路等の設置）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施にあたっては、工事施工ヤードや工事用道路等を設置するため、重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられます。	1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲においては、木曽川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。 事業実施区域において、日光川及び鍋田川等の河川が流下しています。 2. 土壌の状況 事業実施区域及びその周囲の愛知県域北側においては、主に灰色低地土壌、グライ土壌、細粒低地土壌が分布し、褐色低地土壌や粗粒グライ土壌等が点在しています。愛知県域南側においては、グライ土壌、細粒グライ土壌及び粗粒グライ土壌が広く分布しています。 事業実施区域及びその周囲の三重県域においては、粗粒グライ土壌、グライ土壌等の様々な種類の土壌がモザイク状に分布しています。 3. 地形及び地質の状況 ①地形の状況 事業実施区域及びその周囲は、木曽三川により形成された沖積平野である濃尾平野に含まれており、周辺には三角州性低地や自然堤防・砂州・砂丘が広範囲に広がっているほか、伊勢湾方向に干拓地が存在しています。 ②地質の状況 事業実施区域及びその周囲は、主に砂・泥を主とする層で形成されています。 4. 動物の生息の状況 事業実施区域及びその周囲において、文献から確認された重要な種は以下に示すとおりです。 哺乳類 ：5目 6科 7種 鳥 類 ：13目 28科 65種 爬虫類 ：2目 4科 4種 両生類 ：2目 2科 3種 魚 類 ：6目 13科 38種 昆虫類 ：8目 48科 87種 底生動物：7目 17科 31種 陸産貝類：2目 5科 8種 クモ類：1目 5科 7種 また、事業実施区域及びその周囲において、注目すべき生息として木曽三川合流域の河川・水路およびため池群、伊勢湾（伊勢湾の汽水域、藤前干潟、木曽三川河口干潟、木曽三川河口木曽岬干拓地）及び木曽岬干拓地が存在しています。 5. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況 事業実施区域及びその周囲において、3箇所の鳥獣保護区が指定されています。 事業実施区域の一部において、弥富鳥獣保護区が指定されています。	1. 調査すべき情報 1) 動物相の状況 2) 重要な種等の状況 ・重要な種等の生態 ・重要な種等の分布 ・重要な種等の生息の状況 ・重要な種等の生息環境の状況 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査（下表参照）により行います。 1) 動物相の状況 現地調査は、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とします。 2) 重要な種等の状況 ・重要な種等の生態 図鑑、研究論文、その他の資料により把握します。 ・重要な種等の分布及び生息の状況 現地調査は、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とします。 ・重要な種等の生息環境の状況 現地調査は、微地形、水系、植物群落等の種類及び分布を目視確認する方法とします。 3. 調査地域 事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地調査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から250m程度を目安とします。ただし、行動圏の広い重要な種等に関しては、必要に応じ適宜拡大します。 4. 調査地点 1) 動物相の状況 調査地域に生息する動物を確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。 2) 重要な種等の状況 重要な種等の生態等を踏まえ、調査地域においてそれらが生息する可能性の高い場所に調査地点又は経路を設定します。 注）図8-3に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 5. 調査期間等 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 1) 動物相の状況 春夏秋冬の4季実施することを基本とし、そこに生息する動物を確認しやすい時期（下表参照）及び時間帯とします。 2) 重要な種等の状況 重要な種等の生態を踏まえ、その生息の状況を確認しやすい時期（下表参照）及び時間帯とします。 **主な調査方法** 哺乳類：目撃法、フィールドサイン法、トラップによる捕獲(小型哺乳類)、夜間調査(コウモリ類)／春・夏・秋・冬 鳥類(一般鳥類)：直接観察、ラインセンサス法、定点観察法、夜間調査(フクロウ類等)／春・夏・秋・冬 鳥類(猛禽類)：定点観察法／2営巣期 爬虫類・両生類：直接観察／早春・春・夏・秋 魚類：直接観察及び採取、トラップ等による採取／春・夏・秋 底生動物：直接観察及び採取、コドラート法／早春・夏 昆虫類：直接観察及び採取、ライトトラップ法、ベイトトラップ法、夜間調査(ホタル類)／春・初夏・夏・秋 陸産貝類：直接観察及び採取／春・夏・秋 クモ類：直接観察及び採取／春・夏・秋	1. 予測の基本的な手法 工事施工ヤード及び工事用道路等と重要な種の生息地及び注目すべき生息地の分布範囲から、生息地が消失・縮小する区間及びその程度を把握します。 次に、それらが重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。 2. 予測地域 事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地調査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から250m程度を目安とします。ただし、行動圏の広い重要な種等に関しては、必要に応じ適宜拡大します。 3. 予測対象時期等 事業特性及び重要な種等の生態を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。	1. 回避又は低減に係る評価 事業の実施に係る動物に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。
		土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 対象道路の存在により、重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられます。			1. 予測の基本的な手法 道路構造と重要な種の生息地及び注目すべき生息地の分布範囲から、生息地が消失・縮小する区間及び重要な種等の移動経路が分断される区間並びにその程度を把握します。 次に、それらが重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。 2. 予測地域 事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地調査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から250m程度を目安とします。ただし、行動圏の広い重要な種等に関しては、必要に応じ適宜拡大します。 3. 予測対象時期等 事業特性及び重要な種等の生態を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。		国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3 (16) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

<table>
<tr><th rowspan="2">環境要素の大区分</th><th colspan="2">項目</th><th rowspan="2">当該項目に関連する事業特性</th><th rowspan="2">当該項目に関連する地域特性</th><th colspan="3">手法</th><th rowspan="2">手法の選定理由</th></tr>
<tr><th>環境要素の区分</th><th>影響要因の区分</th><th>調査の手法</th><th>予測の手法</th><th>評価の手法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">植物</td><td rowspan="2">重要な種及び群落</td><td>工事の実施（工事施工ヤード、工事用道路等の設置）</td><td>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。

工事の実施にあたっては、工事施工ヤードや工事用道路等を設置するため、重要な種及び群落への影響が考えられます。</td><td>1. 水象の状況
事業実施区域及びその周囲において、木曽川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。
事業実施区域において、日光川及び鍋田川等の河川が流下しています。

2. 土壌の状況
事業実施区域及びその周囲の愛知県域北側においては、主に灰色低地土壌、グライ土壌、細粒低地土壌が分布し、褐色低地土壌や粗粒グライ土壌等が点在しています。愛知県域南側においては、グライ土壌、細粒グライ土壌及び粗粒グライ土壌が広く分布しています。
事業実施区域及びその周囲の三重県域においては、粗粒グライ土壌、グライ土壌等の様々な種類の土壌がモザイク状に分布しています。

3. 地形及び地質の状況
①地形の状況
事業実施区域及びその周囲は、木曽三川により形成された沖積平野である濃尾平野に含まれており、周辺には三角州性低地や自然堤防・砂州・砂丘が広範囲に広がっているほか、伊勢湾方向に干拓地が存在しています。

②地質の状況
事業実施区域及びその周囲は、主に砂・泥を主とする層で形成されています。

4. 植物の生育及び植生の状況
①植物の生育及び群落の状況
事業実施区域及びその周囲において、文献から確認された重要な種は以下に示すとおりです。
植　物：69 科 181 種
群　落：2 箇所
巨樹・巨木：115 件

②植生の状況
事業実施区域及びその周囲には、宅地等と耕作地が広く分布し、海岸部には工場地帯の広いまとまりが見られます。また、木曽川や日光川などの河川周辺では、高茎草本植生や低茎草本植生が帯状に多く分布し、木曽川の上流側では木本植生がまとまって見られます。

5. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況
事業実施区域及びその周囲において、植物に係る天然記念物は 55 件指定されています。
事業実施区域において、植物に係る天然記念物は 5 件指定されています。</td><td>1. 調査すべき情報
1) 植物相及び植生の状況
2) 重要な種及び群落の状況
・重要な種・群落の生態
・重要な種・群落の分布
・重要な種・群落の生育の状況
・重要な種・群落の生育環境の状況

2. 調査の基本的な手法
既存資料調査及び現地調査（下表参照）により行います。
1) 植物相及び植生の状況
現地調査は、個体の目視、必要に応じ個体の採取による方法とします。
2) 重要な種及び群落の状況
・重要な種・群落の生態
図鑑、研究論文、その他の資料により把握します。
・重要な種・群落の分布、生育の状況
現地調査は、個体の目視、必要に応じ個体の採取による方法とします。
・重要な種・群落の生育環境の状況
現地調査は、微地形、水系等を目視確認する方法とします。

3. 調査地域
事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から 100m 程度を目安とします。

4. 調査地点
1) 植物相及び植生の状況
調査地域において、そこに生育する植物及び植生を確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。
2) 重要な種及び群落の状況
重要な種・群落の生態を踏まえ、調査地域において、それらが生育する可能性が高い場所に地点又は経路を設定します。
注）図 8-3 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。

5. 調査期間等
既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。
1) 植物相及び植生の状況
植物相の状況は、春夏秋の 3 季実施することを基本とし、そこに生育する植物を確認しやすい時期（下表参照）とします。時間帯は昼間に実施することを基本とします。
植生の状況は、春～秋にかけて 1～2 回程度実施することを基本とし、植物群落を確認しやすい時期（下表参照）とします。時間帯は昼間に実施することを基本とします。
2) 重要な種及び群落の状況
重要な種等の生態を踏まえ、その生育の状況を確認しやすい時期（下表参照）とし、時間帯は昼間に実施することを基本とします。

<table><tr><th>分類</th><th>主な調査方法</th><th>調査時期</th></tr><tr><td>植物相</td><td>直接観察及び採集</td><td>春・夏・秋</td></tr><tr><td>植物群落</td><td>植生調査</td><td>春～秋</td></tr></table></td><td>1. 予測の基本的な手法
工事施工ヤード及び工事用道路等と重要な種・群落の生育地の分布範囲から、生育地が消失・縮小する区間及びその程度を把握します。次に、それらが重要な種・群落の生育に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。

2. 予測地域
事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から 100m 程度を目安とします。

3. 予測対象時期等
事業特性及び重要な種及び群落の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。</td><td rowspan="2">1. 回避又は低減に係る評価
事業の実施に係る植物に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</td><td>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</td></tr>
<tr><td>土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）</td><td>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。

対象道路の存在により、重要な種及び群落への影響が考えられます。</td><td></td><td>1. 予測の基本的な手法
道路構造と重要な種・群落の生育地の分布範囲から、生育地が消失・縮小する区間及びその程度を把握します。
次に、それが重要な種・群落の生育に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。

2. 予測地域
事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から 100m 程度を目安とします。

3. 予測対象時期等
事業特性及び重要な種及び群落の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。</td><td>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</td></tr>
</table>

表 8-3 (17) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
生態系	地域を特徴づける生態系	工事の実施（工事施工ヤード、工事用道路等の設置）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施にあたっては、工事施工ヤードや工事用道路等を設置するため、地域を特徴づける生態系への影響が考えられます。	1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲において、木曽川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。 事業実施区域において、日光川及び鍋田川等の河川が流下しています。 2. 土壌の状況 事業実施区域及びその周囲の愛知県域北側においては、主に灰色低地土壌、グライ土壌、細粒低地土壌が分布し、褐色低地土壌や粗粒グライ土壌等が点在しています。愛知県域南側においては、グライ土壌、細粒グライ土壌及び粗粒グライ土壌が広く分布しています。 事業実施区域及びその周囲の三重県域においては、粗粒グライ土壌、グライ土壌等の様々な種類の土壌がモザイク状に分布しています。 3. 地形及び地質の状況 ①地形の状況 事業実施区域及びその周囲は、木曽三川により形成された沖積平野である濃尾平野に含まれており、周辺には三角州性低地や自然堤防・砂州・砂丘が広範囲に広がっているほか、伊勢湾方向に干拓地が存在しています。 ②地質の状況 事業実施区域及びその周囲は、主に砂・泥を主とする層で形成されています。 4. 生態系の状況 調査区域全体に低地の地形が広がり、調査区域西側に木曽川等の河川が伊勢湾に向かって貫流していることから、「低地」、「河川」及び「沿岸」に区分した上で、植生等の状況を踏まえて環境を類型化し、業実施区域及びその周囲において、以下のとおり区分しました。 ・低地-市街地 ・低地-緑の多い住宅地・公園等 ・低地-樹林地 ・低地-乾性草地 ・低地-湿性草地 ・低地-開放水面 ・河川-樹林地 ・河川-草地 ・河川-裸地 ・河川-開放水面 ・沿岸-草地 ・沿岸-開放水面	1. 調査すべき情報 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 ・動物相の状況 ・植物相の状況 ・その他の自然環境に係る概況 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 ・注目種・群集の生態 ・注目種・群集とその他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係 ・注目種・群集の分布 ・注目種・群集の生息・生育の状況 ・注目種・群集の生息環境若しくは生育環境 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 なお、「動物」「植物」の調査が実施されているものは、当該調査結果を利用します。 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 ・動物相の状況、植物相の状況 現地調査は、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じて個体の採取による方法とします。 ・その他の自然環境に係る概況 現地調査は、主要な微地形、水系、植物群落等の種類及び分布を目視確認する方法とします。 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 ・注目種・群集の生態、注目種・群集とその他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係 図鑑、研究論文、その他の資料により把握します。 ・注目種・群集の分布、注目種・群集の生息・生育の状況 現地調査は、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じて個体の採取による方法とします。 ・注目種・群集の生息環境若しくは生育環境 現地調査は、生息・生育基盤について、注目種・群集の生活の場となる微地形、水系、植物群落等の状況を目視確認することを基本とします。 3. 調査地域 事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から250m程度を目安とします。ただし、行動圏の広い注目種・群集に関しては、必要に応じ適宜拡大します。 4. 調査地点 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 調査地域に生息・生育する動植物及び生息・生育基盤の概況を確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 注目種・群集の生態を踏まえ、調査地域においてそれらが生息・生育する可能性が高い場所に調査地点又は経路を設定します。 注）図 8-3 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 5. 調査期間等 動物の項、植物の項と同様とする。	1. 予測の基本的な手法 工事施工ヤード及び工事用道路等と生息・生育基盤及び注目種・群集の分布から、生息・生育基盤が消失・縮小する区間及びその程度を把握します。 次に、それらが注目種・群集の生息・生育状況の変化及び地域を特徴づける生態系に及ぼす影響の程度を、注目種・群集の生態並びに注目種・群集と他の動植物との関係を踏まえ、科学的知見や類似事例を参考に予測します。 2. 予測地域 事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から250m程度を目安とします。ただし、行動圏の広い注目種・群集に関しては、必要に応じ適宜拡大します。 3. 予測対象時期等 事業特性及び注目種・群集の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。	1. 回避又は低減に係る評価 事業の実施に係る生態系に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。
	土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）		対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 対象道路の存在により、地域を特徴づける生態系への影響が考えられます。			1. 予測の基本的な手法 道路構造並びに生息・生育基盤及び注目種・群集の分布から、生息・生育基盤が消失・縮小する区間及び注目種・群集の移動経路が分断される区間並びにその程度を把握します。 次に、それらが注目種・群集の生息・生育状況の変化及びそれに伴う地域を特徴づける生態系に及ぼす影響の程度を、注目種・群集の生態並びに注目種・群集と他の動植物との関係を踏まえ、科学的知見や類似事例を参考に予測します。 2. 予測地域 事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から250m程度を目安とします。ただし、行動圏の広い注目種・群集に関しては、必要に応じ適宜拡大します。 3. 予測対象時期等 事業特性及び注目種・群集の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。		国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3(18)　環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	工事の実施（工事施工ヤード、工事用道路等の設置）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施にあたっては、工事施工ヤードや工事用道路等を設置するため、景観資源への影響が考えられます。	1. 景観の状況 事業実施区域及びその周囲には、9 箇所の主要な眺望点及び 52 箇所の景観資源が存在し、事業実施区域には、美濃路街道、相ノ川桜並木、鍋田干拓地と伊勢湾岸自動車道、鍋田川堤桜並木の 4 箇所の景観資源が存在しています。なお、事業実施区域において、主要な眺望点は存在しません。 2. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況 ①文化財保護法の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物又は重要文化的景観等 事業実施区域及びその周囲には、国登録名勝地関係が 1 件、愛知県指定名勝が 1 件存在しています。なお、事業実施区域には、存在していません。 ②自然公園法の規定により指定された国立公園、国定公園又は都道府県立自然公園の区域 事業実施区域には、水郷県立自然公園が存在しています。 ③都市計画法の規定により定められた風致地区の区域 事業実施区域及びその周囲には、風致地区が 2 件指定されています。なお、事業実施区域に風致地区は指定されていません。 ④地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画） 津島市では歴史的風致維持向上計画（歴史的風致維持向上計画）を策定し、維持向上すべき 4 つの歴史的風致を挙げています。事業実施区域には 1 つの風致地区が存在します。 ⑤地方公共団体の景観の保全に係る条例等 愛知県では「美しい愛知づくり条例」（平成 18 年 3 月 28 日愛知県条例第 6 号）、三重県では「三重県景観づくり条例」（平成 19 年 10 月 20 日三重県条例第 66 号）を制定しています。また、一宮市及び桑名市において景観条例を制定しています。 ⑥景観法により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画（景観計画） 一宮市、津島市及び桑名市は景観法に基づく景観行政団体となっており、一宮市及び桑名市では良好な景観の形成に関する計画（景観計画）を策定しています。なお、津島市は景観計画策定に向けて検討を進めています。	1. 調査すべき情報 1）主要な眺望点及び景観資源の分布 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査により行います。 地域特性の把握時に収集した文献資料から、主要な眺望点及び景観資源の分布に関する情報を利用します。 3. 調査地域 工事施工ヤード、工事用道路等の設置により主要な眺望点及び景観資源の改変が想定される地域とします。 注）図 8-4 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地域を予定します。	1. 予測の基本的な手法 主要な眺望点及び景観資源の位置と工事施工ヤード、工事用道路等の設置が想定される範囲を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、程度を把握します。 2. 予測地域 工事施工ヤード、工事用道路等の設置により主要な眺望点及び景観資源の改変が想定される地域とします。 3. 予測対象時期等 工事施工ヤード、工事用道路等の設置が想定される時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 工事の実施（工事施工ヤード、工事用道路等の設置）に係る景観に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。
		土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 対象道路の存在により、主要な眺望景観への影響が考えられます。		1. 調査すべき情報 1）主要な眺望点の状況 2）景観資源の状況 3）主要な眺望景観の状況 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 主要な眺望点の状況、景観資源の状況については、既存の文献資料等により把握します。 主要な眺望点の分布、利用状況（利用時期、利用時間帯等）及び景観資源の分布、自然特性（見どころとなる時期等）に関する情報が、文献資料では不足すると判断される場合には、主要な眺望点の管理者や関係地方公共団体に対しヒアリング又は現地踏査を行い、必要な情報を確認します。 また、主要な眺望景観の状況については、写真撮影により視覚的に把握します。 3. 調査地域 事業実施区域及びその端部から 3km 程度の範囲を目安とし、その範囲において主要な眺望点が分布する地域とします。 4. 調査地点 主要な眺望点及び景観資源の分布、視覚的関係及び対象道路の位置等を踏まえ、主要な眺望景観の変化が生じると想定される地点を設定します。 注）図 8-4 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 5. 調査期間等 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、主要な眺望点の利用状況（利用時期、利用時間帯等）、景観資源の自然特性（見どころとなる時期等）を考慮し、主要な眺望景観が当該地域において代表的なものとなる期間、時期及び時間帯とします。	1. 予測の基本的な手法 1）主要な眺望点及び景観資源の改変 主要な眺望点及び景観資源と事業実施区域を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、程度を把握します。 2）主要な眺望景観の変化 フォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法により眺望景観の変化の程度を把握します。 2. 予測地域 1）主要な眺望点及び景観資源の改変 調査地域のうち、主要な眺望点及び景観資源の改変が生じる地域とします。 2）主要な眺望景観の変化 調査地域のうち、主要な眺望景観の変化が生じる地域とします。 3. 予測対象時期等 対象道路の完成時において、主要な眺望点の利用状況（利用時期等）、景観資源の自然特性（見どころとなる時期等）を踏まえ、主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観の影響を明らかにする上で必要な時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る景観に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3(19)　環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事の実施（工事施工ヤード、工事用道路等の設置）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施にあたっては、工事施工ヤードや工事用道路等を設置するため、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられます。	1. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 事業実施区域及びその周囲には、公園や緑道、散策コースなど100 箇所の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しています。 事業実施区域には、以下に示す9 箇所の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しています。 ・愛知県下水道科学館の公園 ・相ノ川桜並木 ・弥富野鳥園 ・富浜緑地公園 ・間崎公園 ・鍋田川堤桜並木 ・佐屋地区ウォーキングロードマップ（北コース） ・佐織地区ウォーキングロードマップ（勝幡編コース） ・十四山地区（水郷田園コース） 2. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況 事業実施区域には、水郷県立自然公園が存在しています。	1. 調査すべき情報 1）主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布（分布、面積・延長等） 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査により行います。 地域特性の把握時に収集した文献資料から、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布に関する情報を利用します。 3. 調査地域 工事施工ヤード、工事用道路等の設置により主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変が想定される地域とします。 注）図 8-5 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地域を予定します。	1. 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場と工事施工ヤード、工事用道路等の設置が想定される範囲を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、面積や延長等を把握します。 2. 予測地域 工事施工ヤード、工事用道路等の設置により主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変が想定される地域とします。 3. 予測対象時期等 工事施工ヤード、工事用道路等の設置が想定される時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 工事の実施（工事施工ヤード、工事用道路等の設置）に係る人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。
		土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 対象道路の存在により、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられます。		1. 調査すべき情報 1）人と自然との触れ合いの活動の場の概況 2）主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布（分布、面積・延長等） ・利用の状況（利用時期・時間帯、利用する交通機関・経路、最寄りの駅等からの所要時間等） ・利用環境の状況（取り巻く自然資源の内容、景観等の特性） 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況に関する情報が、文献・資料では不足すると判断される場合には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の管理者や関係地方公共団体に対してヒアリングを行ない、必要な情報を確認します。 現地調査では、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の状況を、写真撮影により視覚的に把握します。また、主要な人と自然との触れ合いの活動の場において行われている主な自然との触れ合い活動内容を詳細に把握します。 3. 調査地域 事業実施区域及びその端部から 500m 程度の範囲を目安とし、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が分布する地域とします。 4. 調査地点 現地調査の地点は、人と自然との触れ合いの活動の場が存在する地点や対象道路に近接し影響が大きいと想定される地点等、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性や快適性に及ぼす影響を把握するのに適切な地点に設定します。 注）図 8-5 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 5. 調査期間等 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、人と自然との触れ合いの活動の特性、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況（利用時期、時間帯）を踏まえ、それらが適切に把握できる期間、時期及び時間帯とします。	1. 予測の基本的な手法 1）主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変 主要な人と自然との触れ合いの活動の場及びそれを取り巻く自然資源と事業実施区域を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、面積や延長等を把握します。 2）利用性の変化 ・人と自然との触れ合いの活動の場の利用性の変化 人と自然との触れ合いの活動の場の利用の支障の有無、支障が生じる箇所等を把握します。特に人と自然との触れ合いの活動の場の分断の有無及び分断によって生じる活用可能面積や延長を把握します。 ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場への到達時間・距離の変化 近傍の既存道路の改変の状況より、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への到達時間・距離の変化を把握します。 3）快適性の変化 人と自然との触れ合いの活動の場から認識される近傍の風景の変化が生じる位置・程度を把握します。 2. 予測地域 1）主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変 調査地域のうち、主要な人と自然との触れ合いの活動の場及びそれを取り巻く自然資源の改変が生じる地域とします。 2）利用性の変化 調査地域のうち、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への到達時間・距離の変化が生じる地域とします。 3）快適性の変化 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場から認識される近傍の風景の変化が生じる地域（事業実施区域及びその端部から 500m 程度の範囲）とします。 3. 予測対象時期等 対象道路の完成時において、人と自然との触れ合いの活動の特性、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況（利用時期）を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に及ぶ影響を明らかにする上で必要な時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3(20)　環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	土地又は工作物の存在及び供用(自動車の走行)	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 対象道路の存在により、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられます。	1. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 事業実施区域及びその周囲には、100箇所の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しています。 事業実施区域には、相ノ川桜並木、弥富野鳥園、佐織地区ウォーキングロードマップ（勝幡綴コース）など8箇所の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しています。 なお、上記のうち、弥富野鳥園には、静寂性を要する人と自然との触れ合い活動（バードウォッチング）の場が含まれています。 2. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況 事業実施区域には、水郷県立自然公園が存在しています。	1. 調査すべき情報 1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布 ・利用の状況 ・利用環境の状況 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況に関する情報が、文献・資料では不足すると判断される場合には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の管理者や関係地方公共団体に対してヒアリングを行ない、必要な情報を確認します。 現地調査では、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の状況を、写真撮影により視覚的に把握します。また、主要な人と自然との触れ合いの活動の場において行われている主な自然との触れ合い活動内容を詳細に把握します。 3. 調査地域 事業実施区域及びその端部から500m程度の範囲を目安とし、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が分布する地域とします。 4. 調査地点 現地調査の地点は、人と自然との触れ合いの活動の場が存在する地点や対象道路に近接し影響が大きいと想定される地点等、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性や快適性に及ぼす影響を把握するのに適切な地点に設定します。 注）図 8-5 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 5. 調査期間等 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、人と自然との触れ合いの活動の特性、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況（利用時期、時間帯）を踏まえ、それらが適切に把握できる期間、時期及び時間帯とします。	1. 予測の基本的な手法 1) 自動車の走行 事業実施区域との位置関係から、影響の可能性を示すことにより定性的に予測します。 2. 予測地域 調査地域のうち、バードウォッチング等、特に静寂性を要する活動が行われている主要な人と自然との触れ合い活動の場が分布する地域とします。 3. 予測対象時期等 対象道路の完成時において、人と自然との触れ合いの活動の特性、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況（利用時期）を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に及ぶ影響を明らかにする上で必要な時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 自動車の走行に係る人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3 (21) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	工事の実施（工事施工ヤード、工事用道路等の設置）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事施工ヤード、工事用道路等の設置により、地域の歴史的文化的特性を生かした環境への影響が考えられます。	1. 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況 事業実施区域及びその周囲には、国指定史跡が2件、国登録名勝地関係が1件、各県指定史跡が3件、各県指定名勝が1件、各県指定天然記念物が6件、各市・町・村指定史跡が44件、各市・町指定天然記念物が50件存在します。さらに、国指定建造物が16件、登録有形文化財（建造物）が42件、各県指定建造物が4件、各市・町・村指定建造物が27件存在し、国指定無形民俗文化財が2件、記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財が2件、各県指定有形民俗文化財が3件、各県指定無形民俗文化財が4件、各市・町・村指定有形民俗文化財が13件、各市・町・村指定無形民俗文化財が60件存在しています。なお、重要文化的景観は調査区域に存在していません。 事業実施区域には、各県指定史跡が1件、各市・町・村指定史跡が3件、各市・町・村指定天然記念物が5件、国指定建造物が1件、登録有形文化財（建造物）が1件、各県指定建造物が1件、各市・町・村指定建造物が5件、各市・町・村指定有形民俗文化財が2件、各市・町・村指定無形民俗文化財が5件存在しています。	1. 調査すべき情報 1）主要な地域の歴史的文化的環境の状況 2. 調査の基本的な手法 地域の歴史的文化的特性を生かした環境に関する既存資料の収集により把握します。また、既存資料調査を補完する必要がある場合には、現地調査により行います。 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。 3. 調査地域 対象道路が地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況の変化を生じさせる範囲（事業実施区域）を考慮して、その範囲における地域の歴史的文化的特性を生かした環境が分布する地域とします。 4. 調査地点 調査地域のうち、地域の歴史的文化的特性を生かした環境に及ぼす影響を適切に把握できる地点とします。 注）図 8-6 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 5. 調査期間等 既存資料調査の調査期間等は、最新の文献を入手可能な時期とします。	1. 予測の基本的な手法 地域の歴史的文化的特性を生かした環境と事業実施区域の重ね合わせにより、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の改変の位置及び程度を把握します。 2. 予測地域 調査地域のうち、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の変化が生じると考えられる地域とします。 3. 予測対象時期等 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の影響を明らかにする上で必要な時期とし、工事の実施期間とします。	1. 回避又は低減に係る評価 工事の実施に係る歴史的文化的特性を生かした環境の状況に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	「環境影響評価指針」（平成11年5月28日、愛知県告示445号）を勘案し、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。
		土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 対象道路の存在により、地域の歴史的文化的特性を生かした環境への影響が考えられます。			1. 予測の基本的な手法 地域の歴史的文化的特性を生かした環境と事業実施区域の重ね合わせにより、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の改変の位置及び程度を把握します。 2. 予測地域 調査地域のうち、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の変化が生じると考えられる地域とします。 3. 予測対象時期等 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の影響を明らかにする上で必要な時期とし、対象道路の完成時とします。	1. 回避又は低減に係る評価 土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）に係る歴史的文化的特性を生かした環境の状況に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	

表 8-3 (22) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施にあたっては、工作物の除去によるアスファルト・コンクリート塊が発生します。これらの廃棄物による環境への負荷の影響が考えられます。	1. 廃棄物の処理及び施設の状況 事業実施区域において、中間処理施設が 26 箇所存在しています。	予測及び評価に必要な情報は、事業特性及び地域特性の情報把握により得られることから、調査は、既存資料調査により行うことを基本とし、必要な情報が得られない場合又は不足する場合には必要に応じて聞き取り調査を行います。	1. 予測の基本的な手法 事業特性及び地域特性を基に行うこととし、廃棄物等の種類ごとの概略の発生及び処分の状況を予測します。 2. 予測地域 廃棄物等が発生する事業実施区域を基本とします。 なお、再利用方法の検討に当たっては、実行可能な再利用の方策を検討するために、事業実施区域の周辺区域を含む範囲とします。 3. 予測対象時期等 廃棄物等の発生する工事期間とします。	1. 回避又は低減に係る評価 切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。
温室効果ガス等	温室効果ガス等	工事の実施（建設機械の稼働） 工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施にあたっては、建設機械の稼働及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による温室効果ガス（二酸化炭素）が発生します。これらの温室効果ガス等による環境への負荷の影響が考えられます。	1. 温室効果ガス等の状況 愛知県では、「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改訂版））～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～」（令和 4 年 12 月、愛知県）を策定しており、2030 年度の温室効果ガス排出量を平成 25 年度（2013 年度）比で 46%削減する目標を設定しています。 三重県では、「三重県地球温暖化対策総合計画」（令和 5 年 3 月改定、三重県）を策定しており、令和 12 年度（2030 年度）における温室効果ガス排出量を平成 25 年度（2013 年度）比で 47%削減する目標を設定しています。	予測及び評価に必要な情報は、既存資料調査により行うことを基本とします。	1. 予測の基本的な手法 工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に伴い発生する温室効果ガス（二酸化炭素）の発生状況を把握します。 2. 予測地域 温室効果ガス（二酸化炭素）が発生する事業実施区域を基本とします。 3. 予測対象時期等 温室効果ガス（二酸化炭素）の発生する工事期間とします。	1. 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る温室効果ガス（二酸化炭素）による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	「環境影響評価指針」（平成 11 年 5 月 28 日、愛知県告示 445 号）を勘案し、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。

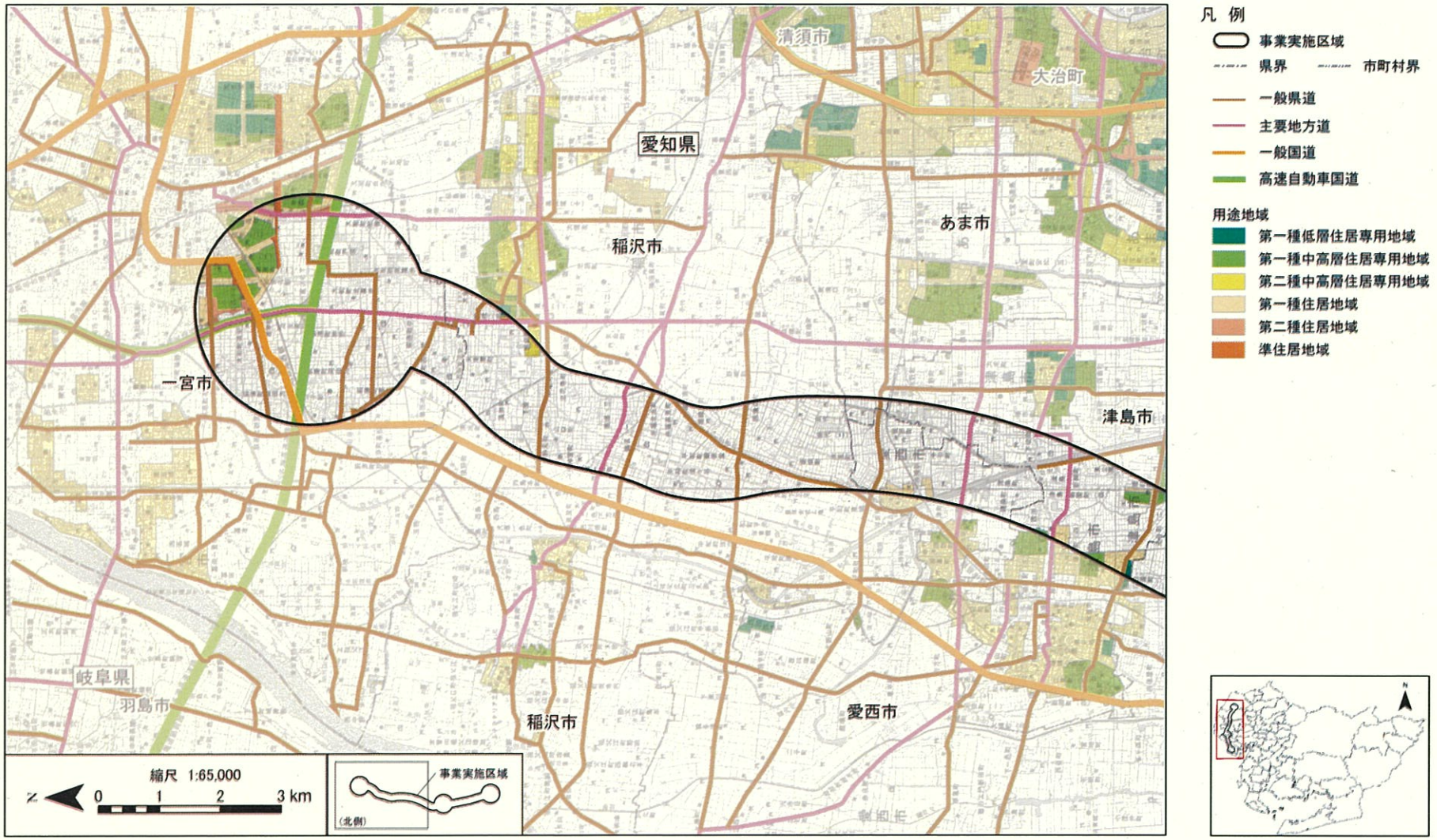

図 8-1(1) 調査地域の目安（大気質・騒音・振動・低周波音・日照阻害）

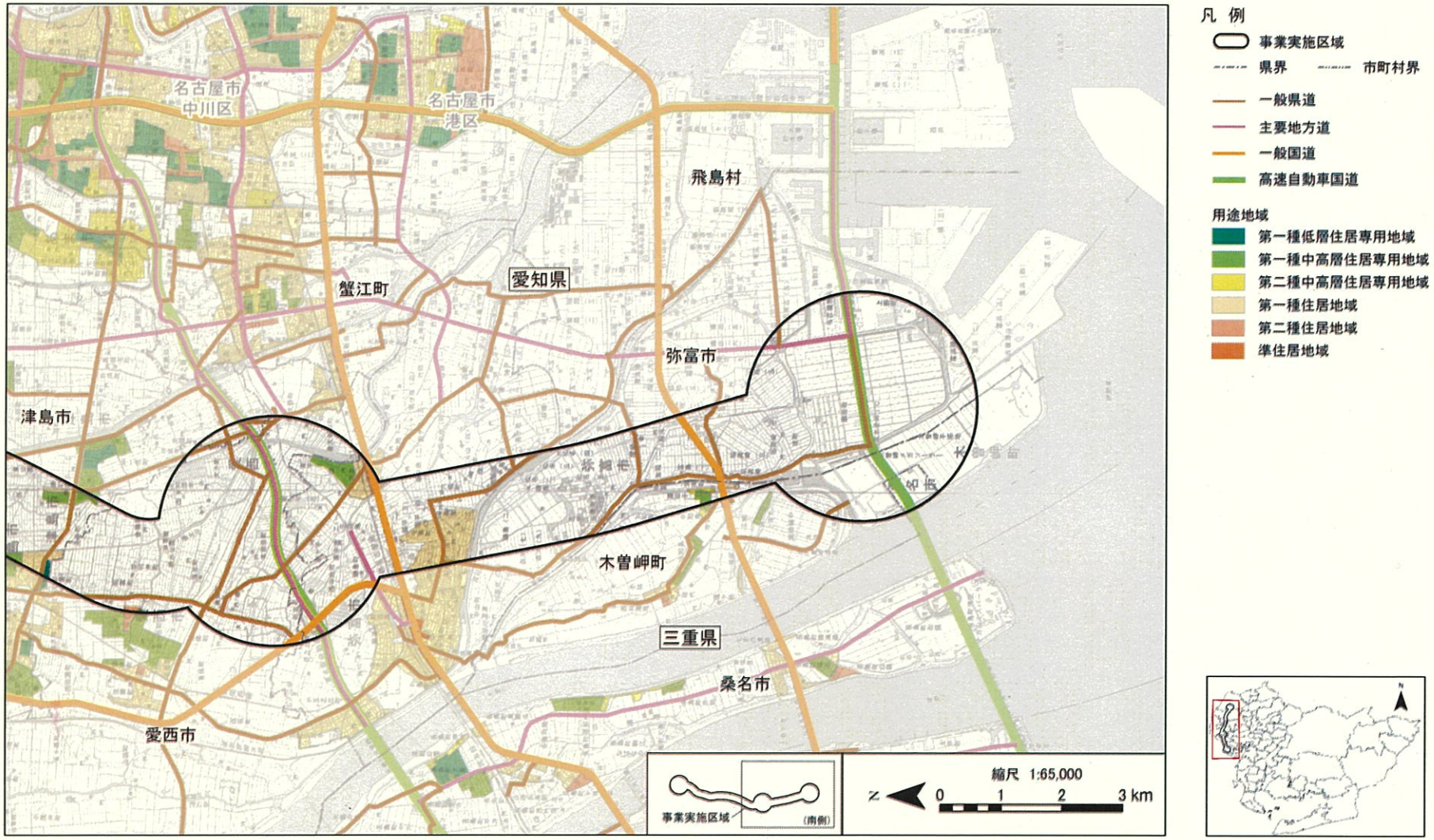

図 8-1(2) 調査地域の目安（大気質・騒音・振動・低周波音・日照阻害）

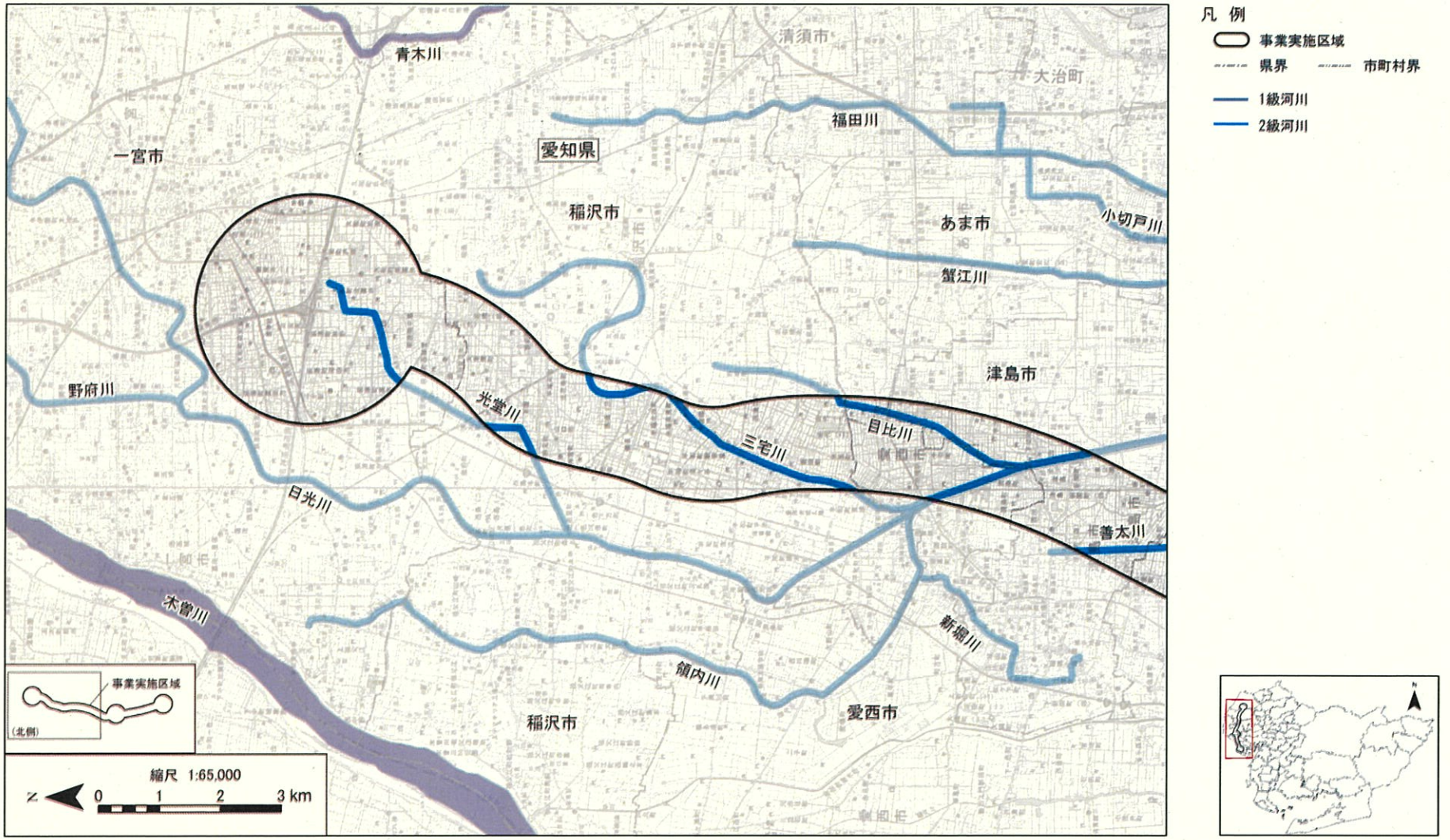

図 8-2(1) 調査地域の目安（水質）

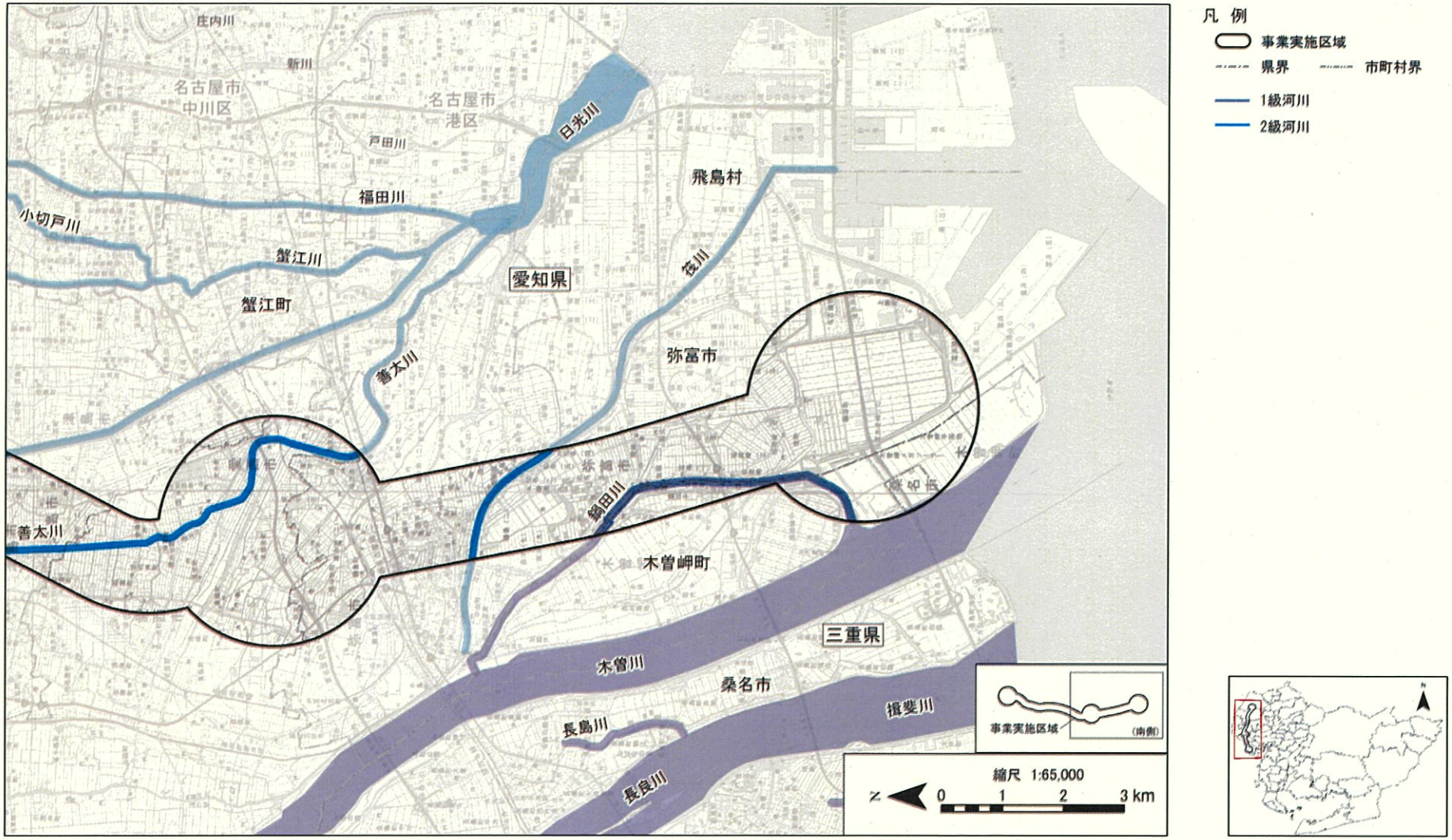

図 8-2(2) 調査地域の目安（水質）

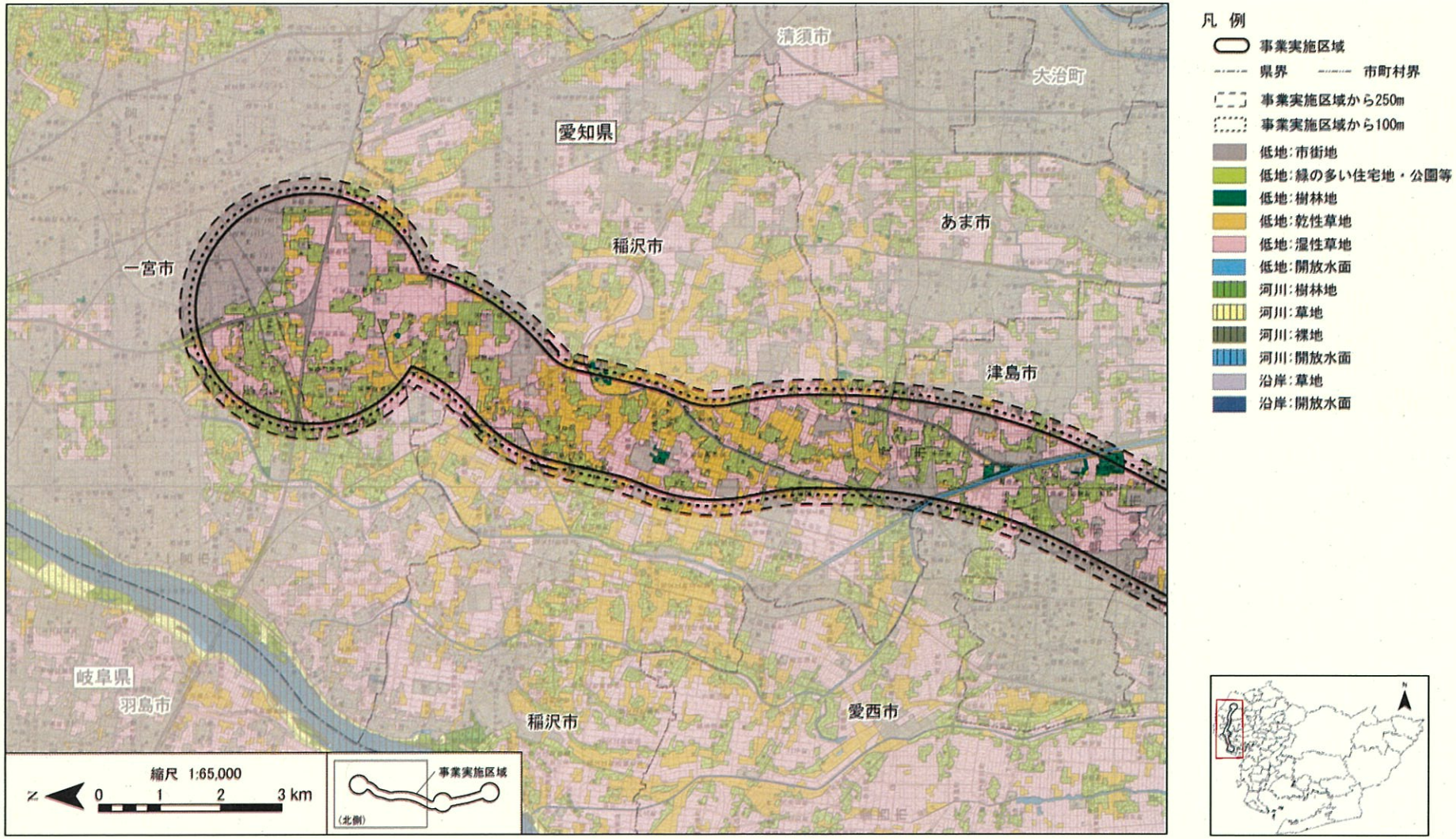

図 8-3(1) 調査地域の目安（動物・植物・生態系）

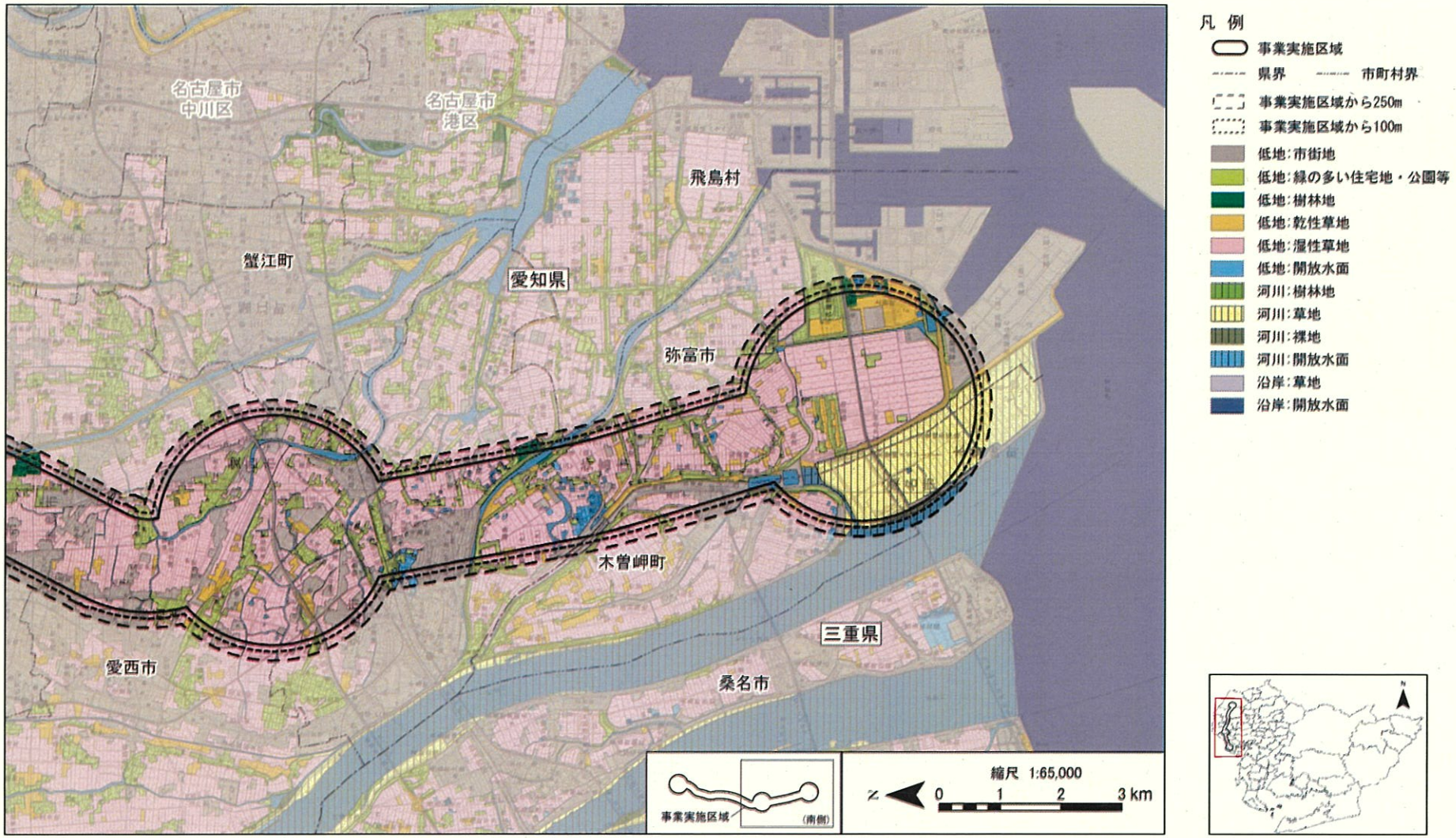

図 8-3(2) 調査地域の目安（動物・植物・生態系）

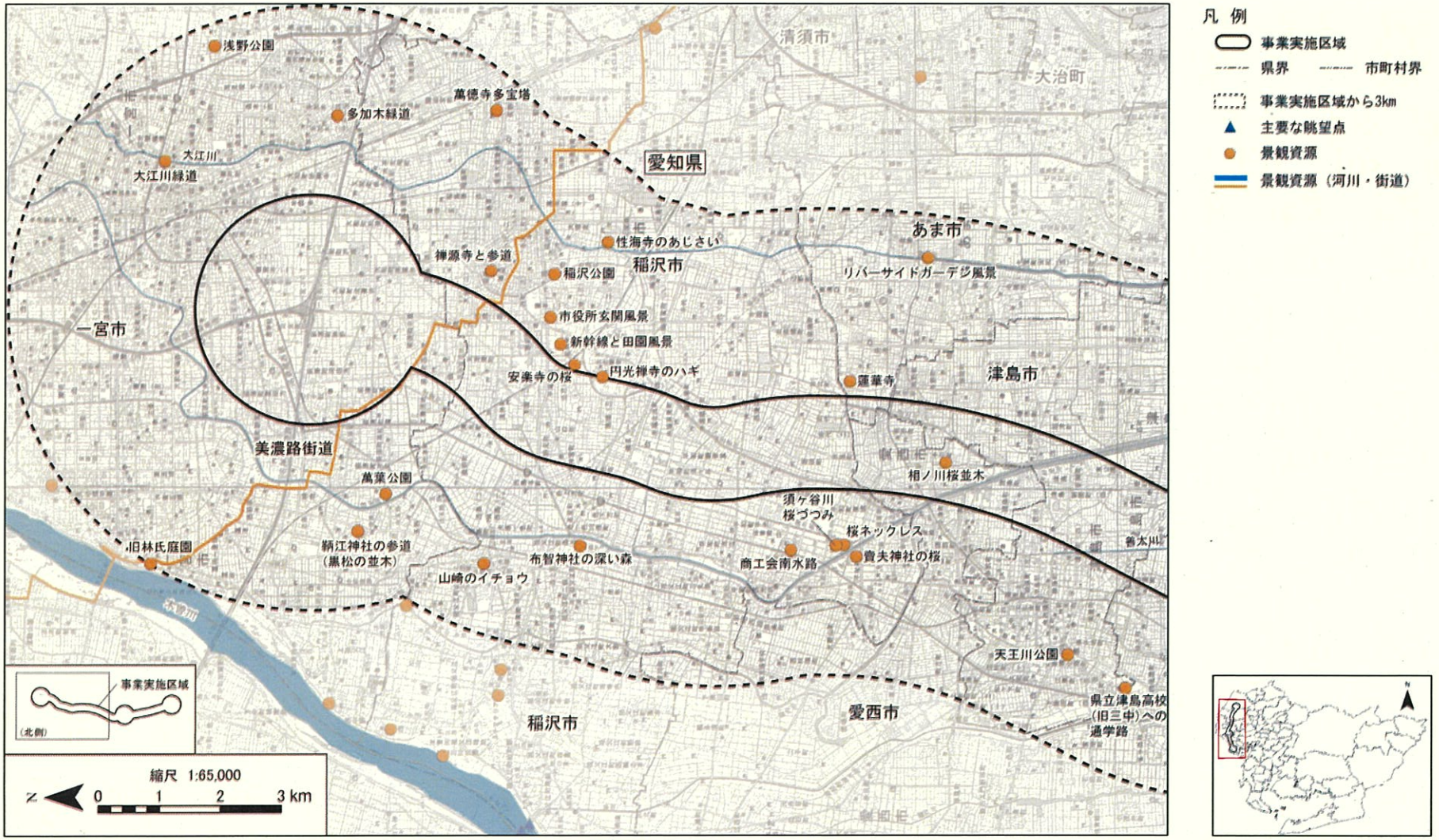

図 8-4(1)　調査地域の目安（景観）

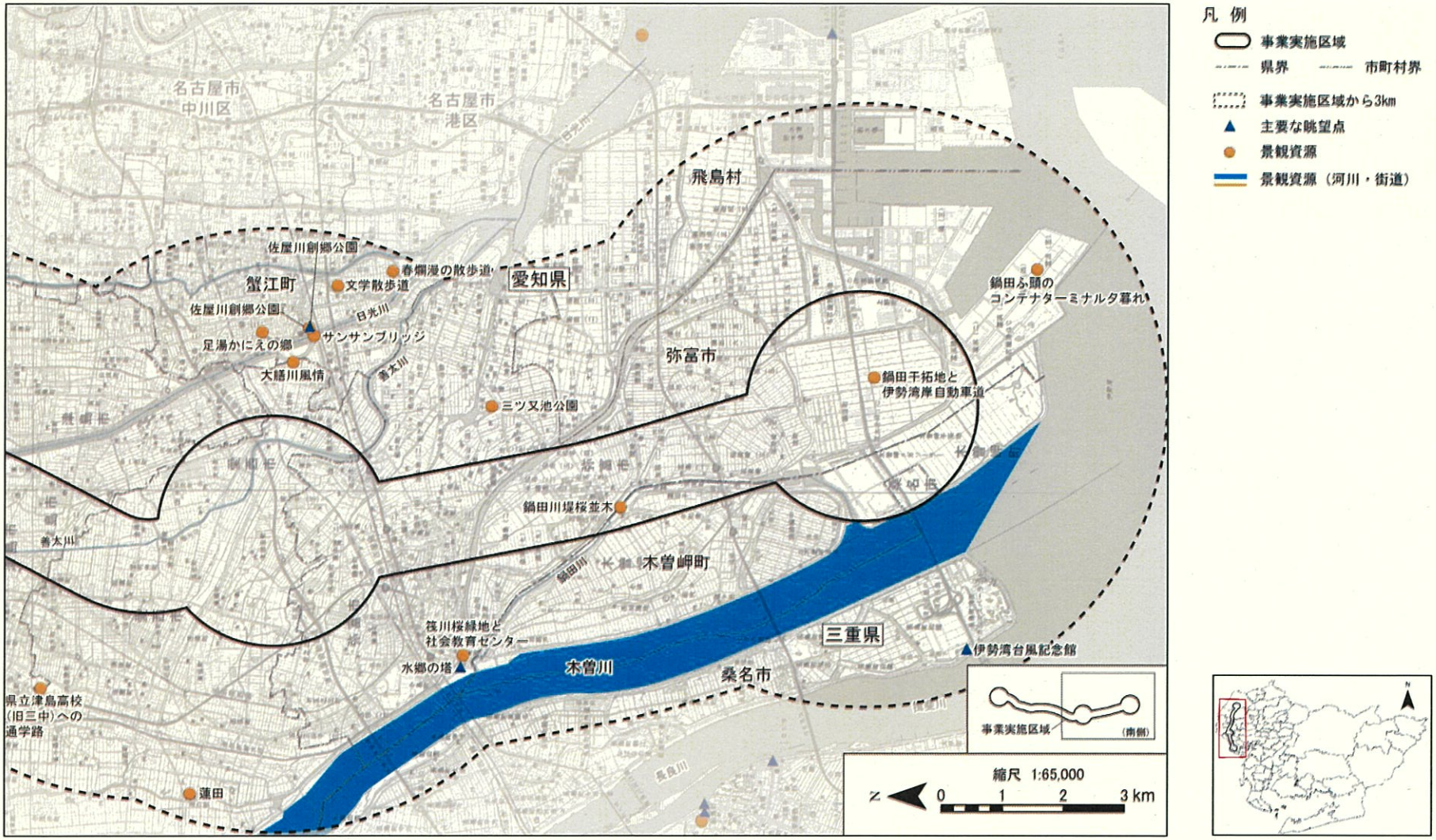

図 8-4(2)　調査地域の目安（景観）

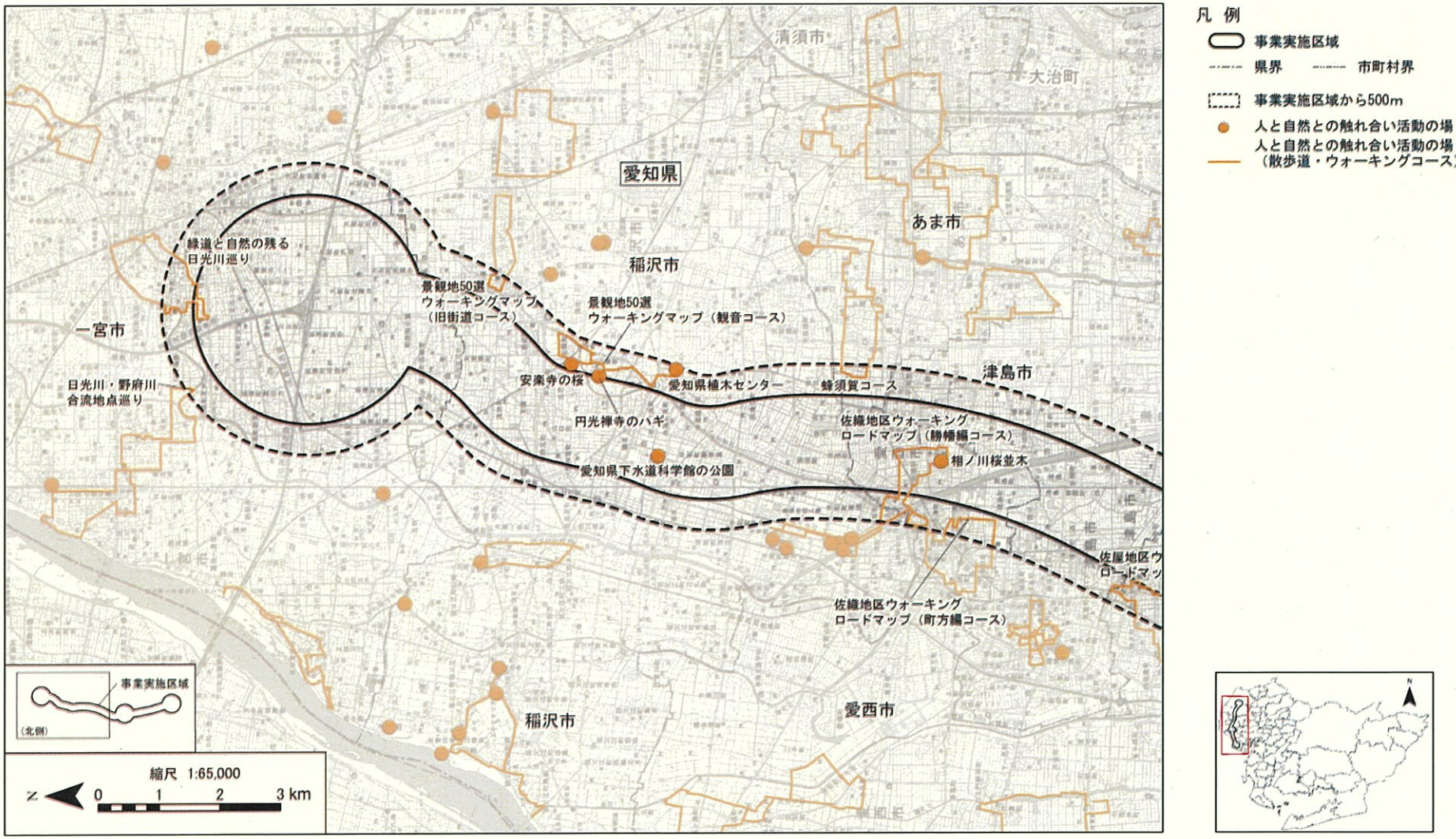

図 8-5(1)　調査地域の目安（人と自然との触れ合いの活動の場）

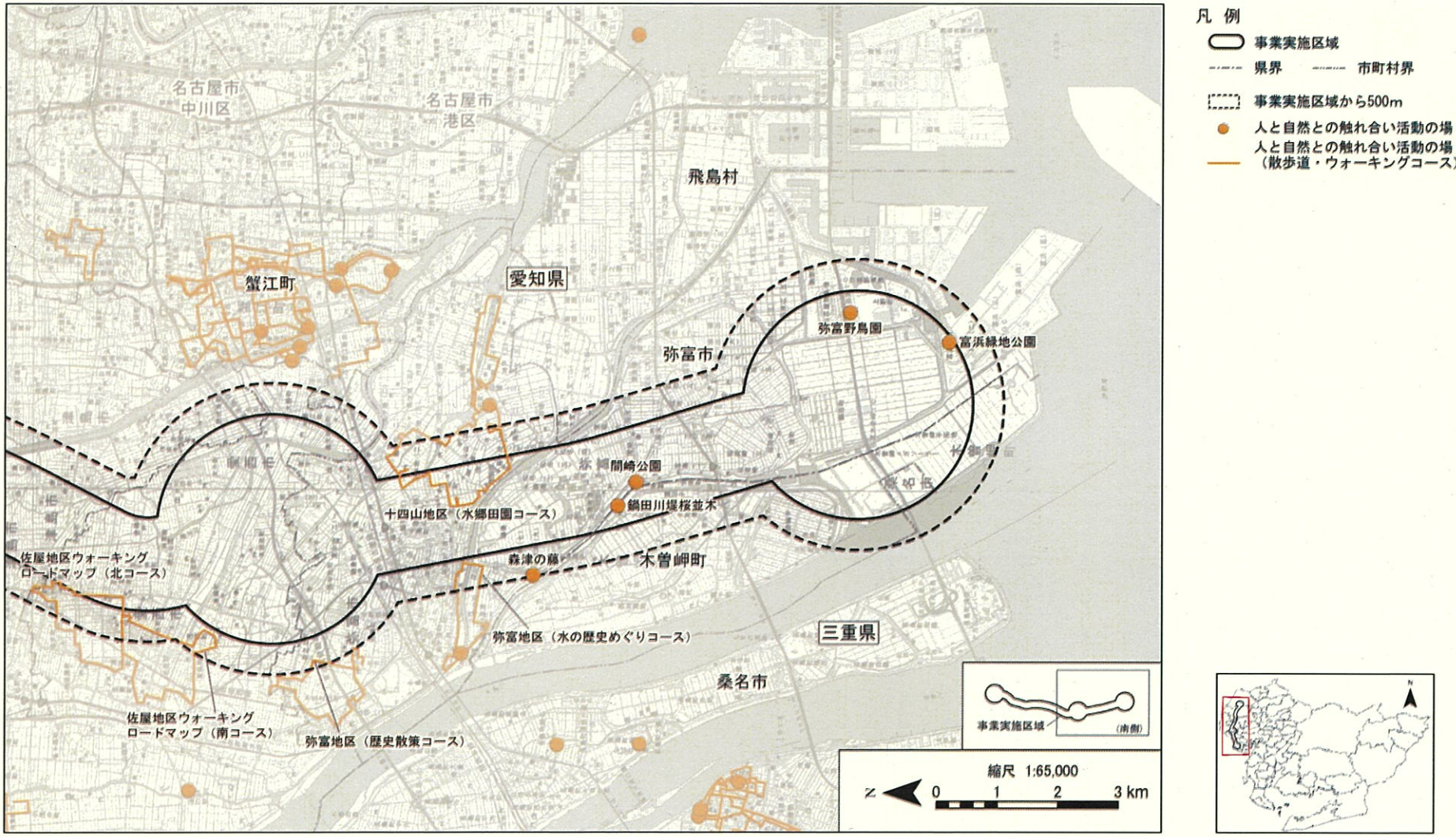

図 8-5(2)　調査地域の目安（人と自然との触れ合いの活動の場）

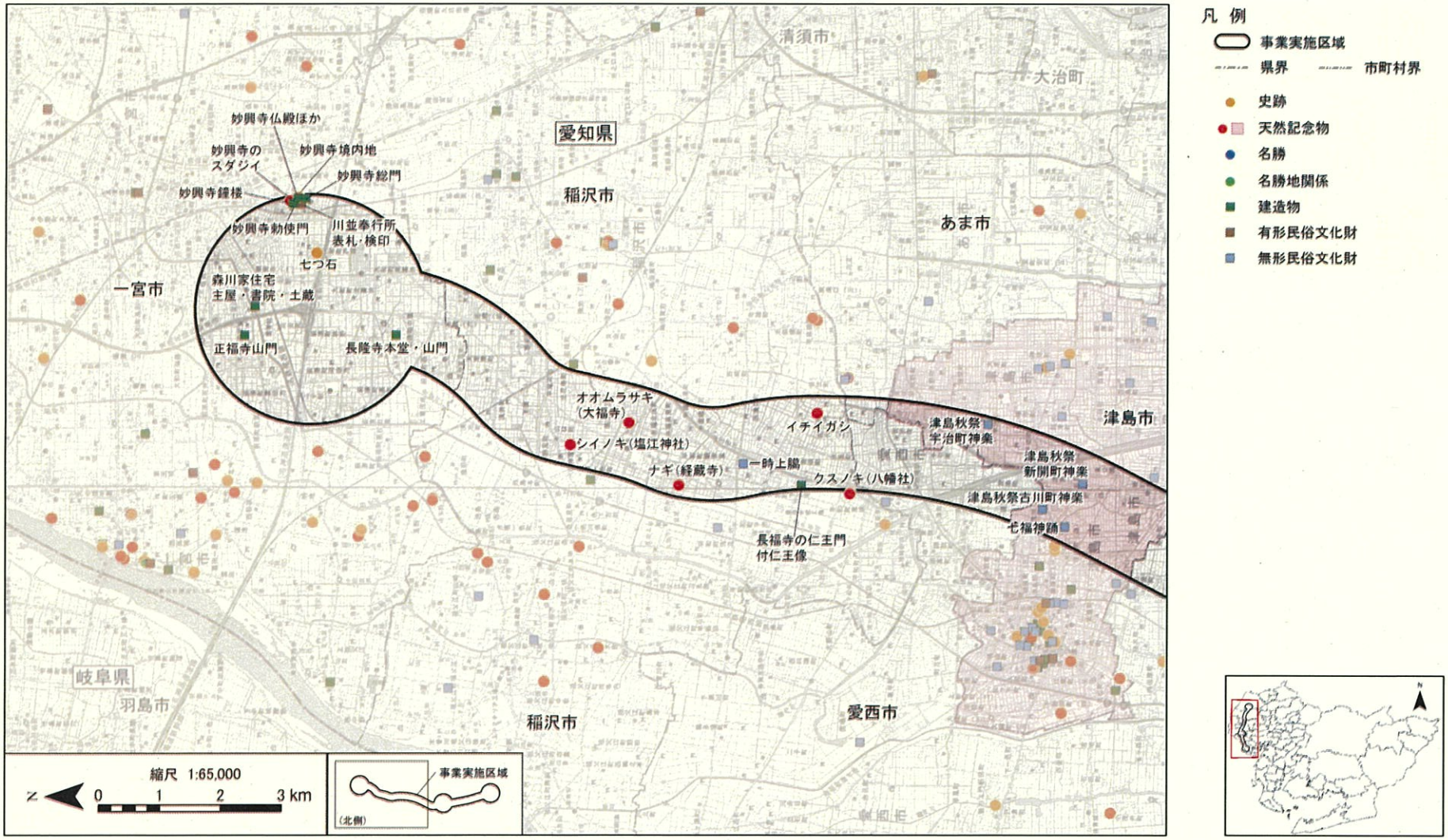

図 8-6(1) 調査地域の目安（文化財）

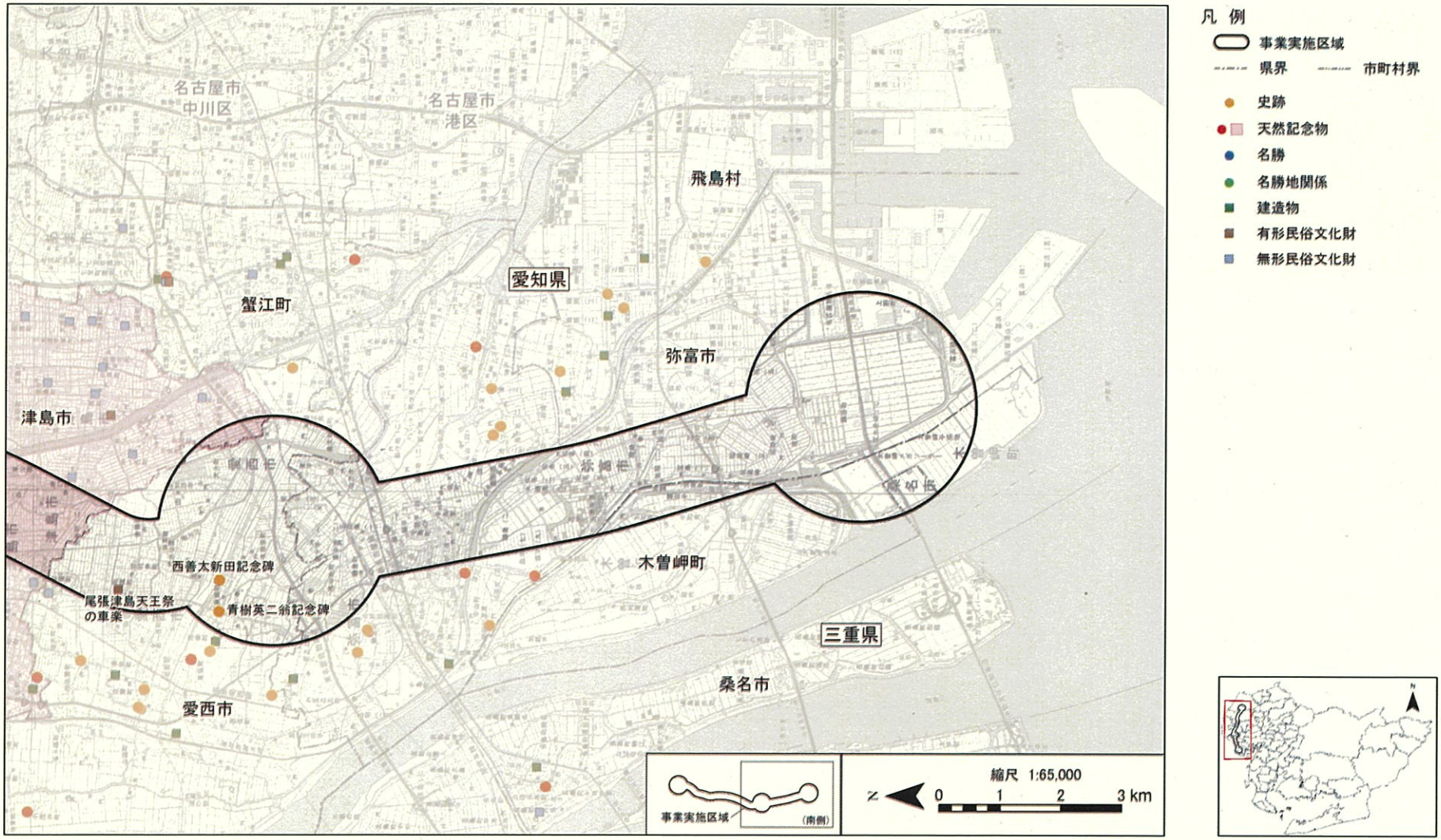

図 8-6(2) 調査地域の目安（文化財）